

税制関係資料

財務省主税局

目 次

税財政の現状と今後の課題

(資料①) 1. 緊急経済対策と財政の現状	3
(資料②) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（国税関係）	4
(資料③) 新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例	4
(資料④) 令和2年度補正予算（第1号）の概要	5
(資料⑤) 令和2年度補正予算（第1号）の概要（続き）	5
(資料⑥) 令和2年度補正予算（第2号）の概要	6
(資料⑦) 令和2年度補正予算（第2号）の概要（続き）	6
(資料⑧) 令和2年度補正予算について	7
(資料⑨) 一般会計における歳出・歳入の状況	7
(資料⑩) 債務残高の国際比較（対GDP比）	8
(資料⑪) 2. 経済社会の構造変化と今後の税制のあり方	8
(資料⑫) 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」 （令和元年9月）の概要①	9
(資料⑬) 政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」 （令和元年9月）の概要②	9
(資料⑭) 経済財政運営と改革の基本方針2020（令和2年7月17日閣議決定）（抄）	10
(資料⑮) 2. (1)人口減少・少子高齢化への対応	10
(資料⑯) 人口減少・少子高齢化	11
(資料⑰) 主な国の高齢化率	11
(資料⑱) 平成2（1990）年度と令和2（2020）年度における国の一般会計歳入・歳出の 比較	12
(資料⑲) 将来の社会保障給付の見通し	12
(資料⑳) 受益と負担のバランス	13
(資料㉑) 消費税の歩み	13
(資料㉒) 付加価値税率（標準税率及び食料品に対する適用税率）の国際比較	14
(資料㉓) 軽減税率制度の対象品目	14
(資料㉔) 適格請求書等保存方式（インボイス制度）について	15
(資料㉕) インボイス制度実施に当たっての経過措置について	15
(資料㉖) 消費税に係る総額表示義務の特例について	16
(資料㉗) 消費税に係る総額表示義務付けについて	16
(資料㉘) 日本・欧州主要国における消費者に対する価格の表示方式（未定稿）	17
(資料㉙) 2. (2)働き方やライフコースの多様化への対応	17
(資料㉚) 働き方やライフコースの多様化①	18
(資料㉛) 働き方やライフコースの多様化②	18

(資料③②) 働き方やライフコースの多様化③	19
(資料③③) 税負担の調整のあり方（イメージ）	19
(資料③④) 基礎控除への振替（30年度改正）	20
(資料③⑤) 各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）	20
(資料③⑥) 各国の私的年金税制等について（原則的な取扱いを示したもの）（続き）	21
(資料③⑦) 老後の備え等に対する自助努力（資産形成）への主な支援措置の現状 （イメージ）	21
(資料③⑧) 個人型確定拠出年金（iDeCo）の拠出限度額	22
(資料③⑨) NISA 改正のイメージ	22
(資料④①) 申告納税者の所得税負担率	23
(資料④②) 相続税の申告からみた被相続人の年齢の構成比	23
(資料④③) 貯蓄現在高階級別 世帯数分布（高齢者世帯）（1994年→2014年）	24
(資料④④) 我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較	24
(資料④⑤) 2. (3)グローバル化・デジタル化への対応	25
(資料④⑥) グローバル化の進展	25
(資料④⑦) 経済のデジタル化	26
(資料④⑧) 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題	26
(資料④⑨) 「経済の電子化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づく 解決策の策定に向けた作業計画」の概要	27
(資料⑤①) 解決策の第1の柱：国際課税原則の見直し①	27
(資料⑤②) 解決策の第1の柱：国際課税原則の見直し②	28
(資料⑤③) 解決策の第2の柱：主要な2つのルール	28
(資料⑤④) 税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）	29
(資料⑤⑤) 税務手続のデジタル化（個人の皆様向け）（続き）	29
(資料⑤⑥) キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組	30
(資料⑤⑦) 企業等の生産性向上を促すための電子帳簿等保存制度の見直し （令和2年度改正）	30
(資料⑤⑧) 電子取引の推進（データの授受や活用方法の多様化への対応）	31
(資料⑤⑨) 電子帳簿保存の推進（取引データと帳簿・申告データの連携） （イメージ）	31

税財政の現状と今後の課題

令和2年9月16日

(資料①)

1. 緊急経済対策と財政の現状

2. 経済社会の構造変化と今後の税制のあり方

- (1) 人口減少・少子高齢化への対応
- (2) 働き方やライフコースの多様化への対応
- (3) グローバル化・デジタル化への対応

(資料②)

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策（国税関係）

- ◎ **納税の猶予制度の特例**
新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入に相当の減少があり、納付することが困難である事業者等に対し、無担保かつ延滞税なしで1年間納税を猶予する特例
- ◎ **欠損金の繰戻しによる還付の特例**
資本金1億円超10億円以下の法人の令和2年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する各事業年度において生じた欠損金額について、欠損金の繰戻しによる還付制度の適用を可能とする特例
- ◎ **テレワーク等のための中小企業の設備投資減税**
厳しい経営環境の下、中小企業がテレワーク等のために行う設備投資を迅速に支援するため、中小企業経営強化税制を拡充
- ◎ **文化芸術・スポーツイベントの中止等に係る所得税の寄附金控除の特例**
政府の自粛要請を踏まえて文化芸術・スポーツに係る一定のイベント等を中止等した主催者に対して、観客等が入場料等の払戻請求権を放棄した場合には、当該放棄した金額（上限20万円）について寄附金控除（所得控除又は税額控除）を適用
- ◎ **住宅ローン控除の適用要件の弾力化**
新型コロナウイルス感染症の影響による住宅建設の遅延等により、令和2年12月31日までに居住の用に供することができなかった場合等についても、一定の要件を満たすときは、期限内に居住の用に供したものと同様の住宅ローン控除が受けられるよう適用要件を弾力化
- ◎ **消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例**
新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年2月以降の収入が著しく減少した事業者に係る消費税の課税選択について、課税期間開始後における変更を可能とする特例
- ◎ **特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税**
公的金融機関や民間金融機関等が、新型コロナウイルス感染症によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る契約書について、印紙税を非課税とする措置

(資料③)

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う納税猶予の特例

- イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、**無担保かつ延滞税なしで1年間、納税を猶予**する特例を設ける。
※ 基本的に全ての税目が対象（印紙で納付する印紙税等は除く）。社会保険料についても、基本的に「国税の徴収の例による」とこととされているため同様の扱いが可能となる。
※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年2月1日までに納期限が到来する国税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している国税についても遡及して適用することができることとする。

一 般（財産の損失が生じていない場合（注））	特 例
○ 一定の期間（原則1年）において、大幅な赤字が発生した場合に納税を猶予。	○ 令和2年2月1日以後における一定の期間（1か月以上）において、収入に相当の減少※があった場合について1年間納税を猶予。 ※ 前年同期比概ね20%以上の減
○ 一時の納税ができないと認められる場合に適用。 ・ 向こう1か月の事業資金を考慮。 ・ 収支や財産状況を示す書類の提出が必要。 提出が困難な場合は口頭説明も可（柔軟な運用）。	○ 一時の納税が困難と認められる場合に適用。 ・ 少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮するなど納税者の置かれた状況に配慮し適切に対応。 ・ 左記柔軟な運用を継続。
○ 原則として、担保の提供が必要。	○ 担保は不要。
○ 延滞税は軽減（年1.6%）。	○ 延滞税は免除。

（注）新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞税は免除。

(資料④)

令和2年度補正予算（第1号）の概要

1. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策関係経費	255,655億円
(1) 感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発	18,097億円
- 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（仮称）〔1,490億円〕 （PCR検査機器整備、病床・軽症患者等受入れ施設の確保、人工呼吸器等の医療設備整備、応援医師の派遣への支援等） - 医療機関等へのマスク等の優先配布〔953億円〕、人工呼吸器・マスク等の生産支援〔117億円〕 - 幼稚園、小学校、介護施設等におけるマスク配布など感染拡大防止策〔792億円〕、全世界への布製マスクの配布〔233億円〕 - アビガンの確保〔139億円〕、産学官連携による治療薬等の研究開発〔200億円〕、国内におけるワクチン開発の支援〔100億円〕、国際的なワクチンの研究開発等〔216億円〕 - 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（仮称）〔10,000億円〕 ※ 緊急経済対策の全ての事項についての対応として、地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに実施する事業に充当。	
(2) 雇用の維持と事業の継続	194,905億円
- 雇用調整助成金の特例措置の拡大〔690億円〕 ※ 上記は一般会計で措置した週労働時間20時間未満の雇用者に係るものであり、20時間以上の雇用者については、労働保険特別会計で7,640億円を措置している。 - 中小・小規模事業者等の資金繰り対策〔38,316億円〕 - 中小・小規模事業者等に対する新たな給付金〔23,176億円〕 - 全国全ての人々への新たな給付金〔128,803億円〕 - 子育て世帯への臨時特別給付金〔1,654億円〕	

4

(資料⑤)

(3) 次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復	18,482億円
“Go To”キャンペーン事業（仮称）〔16,794億円〕 「新型コロナリバイバル成長基盤強化ファンド（仮称）」の創設〔1,000億円〕	
(4) 強靱な経済構造の構築	9,172億円
- サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金〔2,200億円〕 - 海外サプライチェーン多元化等支援事業〔235億円〕 - 農林水産物・食品の輸出力・国内供給力の強化〔1,984億円〕 - GIGAスクール構想の加速による学びの保障〔2,292億円〕 - 公共投資の早期執行等のためのデジタルインフラの推進〔178億円〕 - 中小企業デジタル化応援隊事業〔100億円〕	
(5) 今後への備え	15,000億円
新型コロナウイルス感染症対策予備費〔15,000億円〕	
2. 国債整理基金特別会計へ繰入	1,259億円
補正予算の追加歳出計	256,914億円

5

(資料⑥)

令和２年度補正予算（第２号）の概要

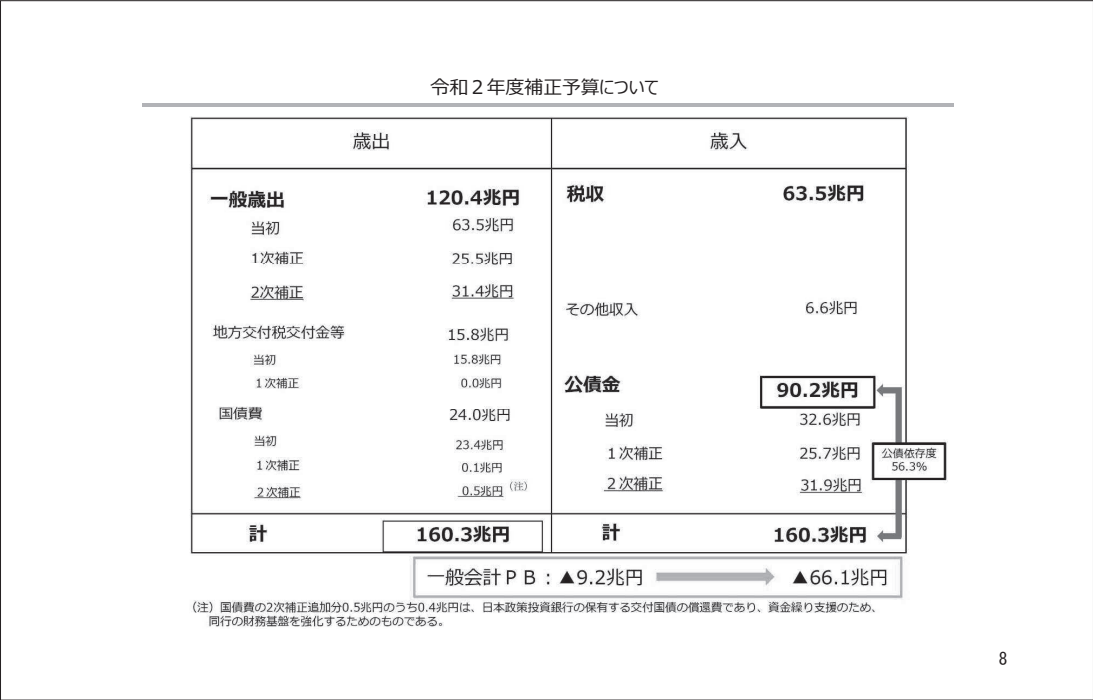
1. 新型コロナウイルス感染症対策関係経費	318,171億円
(1) 雇用調整助成金の拡充等	4,519億円
※ 上記は労働保険特別会計への繰入や週所定労働時間20時間未満の労働者にかかる事業について、一般会計で措置した額であり、この他、同特別会計で8,576億円を措置している。	
(2) 資金繰り対応の強化	116,390億円
・ 中小・小規模事業者向けの融資〔88,174億円〕	
・ 中堅・大企業向けの融資〔4,521億円〕	
・ 資本金の活用〔23,692億円〕	
金融機能の強化 金融機能強化法に基づく民間金融機関に対する資本参加スキームの期限を延長するとともに、資本参加枠を15兆円に拡充。	
(3) 家賃支援給付金の創設	20,242億円
(4) 医療提供体制等の強化	29,892億円
・ 新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金〔22,370億円〕 ※ うち医療〔16,279億円〕、介護等〔6,091億円〕。	
・ 医療用マスク等の医療機関等への配布〔4,379億円〕	
・ ワクチン・治療薬の開発等〔2,055億円〕	

(注) このほか、令和２年度補正予算（第１号）で措置した新型コロナウイルス感染症対策予備費を活用し、学生支援緊急給付金531億円（令和２年５月19日閣議決定）、医療用マスク等の医療機関等への配布1,680億円及び診療報酬上の特例的な評価（国庫負担分）159億円（令和２年５月26日閣議決定）を措置。

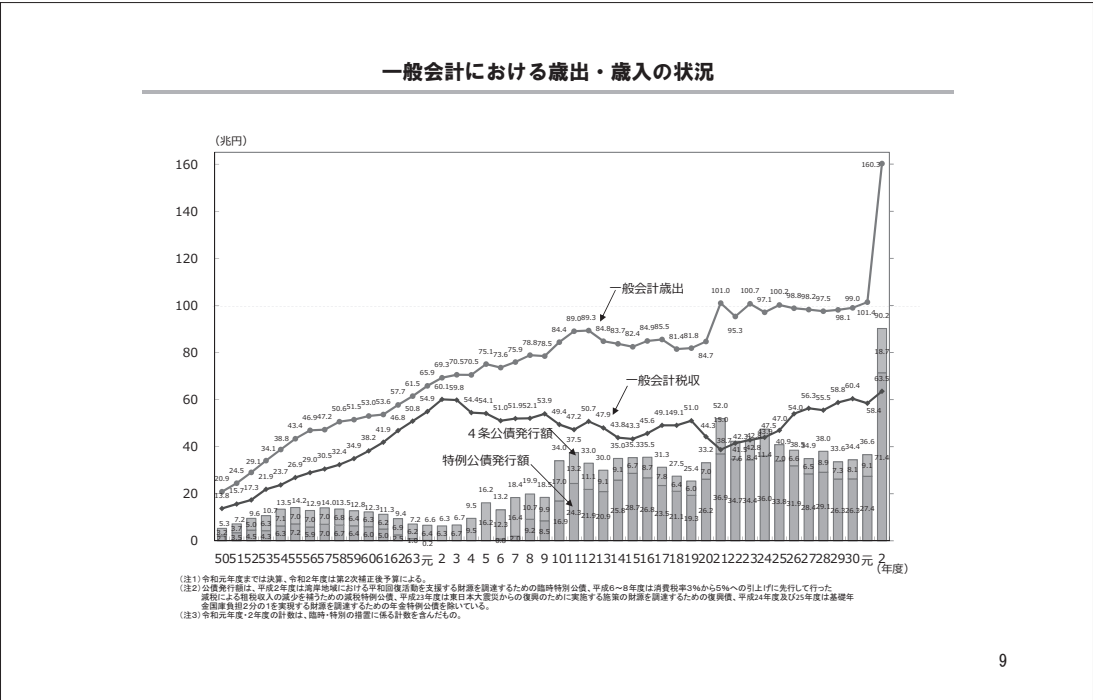
(資料⑦)

(5) その他の支援	47,127億円
① 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充	20,000億円
② 低所得のひとり親世帯への追加的な給付	1,365億円
③ 持続化給付金の対応強化	19,400億円
④ その他	6,363億円
・ 持続化補助金等の拡充〔1,000億円〕	
・ 農林漁業者の経営継続補助金の創設〔200億円〕	
・ 文化芸術活動の緊急総合支援パッケージ〔560億円〕	
・ 自衛隊の感染症拡大防止・対処能力の更なる向上〔63億円〕	
・ 地域公共交通における感染症拡大防止対策〔138億円〕	
・ 個人向け緊急小口資金等の特例貸付〔2,048億円〕	
・ 教員、学習指導員等の追加配置〔318億円〕	
・ 教育ICT環境整備等のための光ファイバ整備推進〔502億円〕	
・ 学校再開に伴う感染症対策・学習保障等〔421億円〕	
・ スマートライフ実現のためのAIシミュレーション事業〔14億円〕	
(6) 新型コロナウイルス感染症対策予備費	100,000億円
2. 国債整理基金特別会計へ繰入（利払費等）	963億円
3. 既定経費の減額（議員歳費）	▲20億円
補正予算の追加歳出計	319,114億円

(資料⑧)



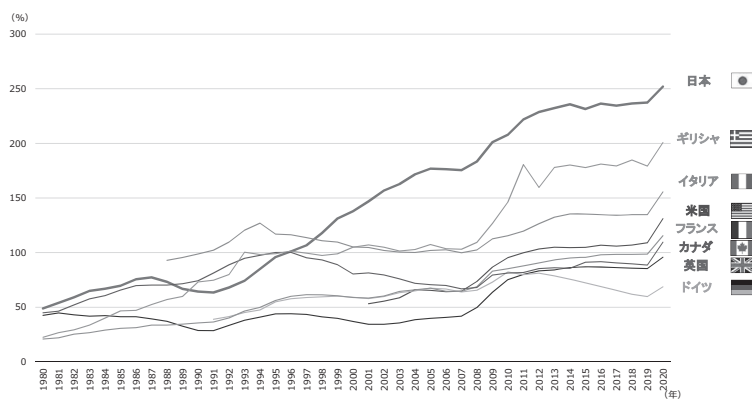
(資料⑨)



(資料⑩)

債務残高の国際比較（対GDP比）

○ 債務残高の対GDP比を見ると、1990年代後半に財政の健全化を着実に進めた主要先進国と比較して、我が国は急速に悪化しており、最悪の水準。



(出典) 1980年から2010年までの計数はIMF "World Economic Outlook Database" (2019年10月)、2011年以降の計数はIMF "Fiscal Monitor" (2020年4月15日公表)
(注1) 数値は一般政府（中央政府、地方政府、社会保障基金を合わせたもの）ベース。
(注2) 2019年、2020年についてはIMFの予測値を含む。

10

(資料⑪)

1. 緊急経済対策と財政の現状

2. 経済社会の構造変化と今後の税制のあり方

- (1) 人口減少・少子高齢化への対応
- (2) 働き方やライフコースの多様化への対応
- (3) グローバル化・デジタル化への対応

11

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年9月)の概要①

※事務局作成

経済社会の構造変化

1. **人口減少・少子高齢化**：人口減少・少子高齢化は今後も一層進行し厳しさを増す。社会保障等の諸制度やそれを支える負担を見直していく必要。
2. **働き方やライフコースの多様化**：非正規雇用やフリーランスの拡大など働き方が多様化。多くの人が育児や介護、転職や学び直しを含む多様な人生を送るようになり、ライフコースも多様化。特定の働き方等を前提とせず格差固定化につながらないよう、社会の諸制度を見直していく必要。
3. **グローバル化の進展**：我が国経済は貿易立国から投資立国へ構造転換。デジタル化の進展はグローバル化を加速。企業活動は最適な国・地域に展開され、物理的拠点なき事業展開が可能となり、無形資産が付加価値の中核となるビジネスが拡大。気候変動問題など地球規模課題が顕在化。
4. **経済のデジタル化**：オンライン取引やシェアリングエコノミーが活発化。大量のデータを分析・活用する事業活動も拡大。それに伴い個人情報保護や課税等の面で課題。自動車は、CASE(ツナガル・自動化・利活用・電動化)の潮流の中、制度整備や社会的コストの負担のあり方等が課題。
5. **財政の構造的な悪化**：税収は過去最高となったが高齢化等の影響で拡大する歳出を賄えておらず、税制は財源調達機能を十分果たしていない。低い失業率やプラスのGDPギャップにも拘らず多額の財政赤字。地方税財政も引き続き厳しい状況。成長との両立を図りつつ歳出・歳入の改革が不可欠。

令和時代の税制のあり方

1. **人口減少・少子高齢化への対応**
 - ・専ら勤労世代の所得に負担増を求めていくことは自ずと限界。グローバル化が進む中、企業負担については国際競争力への影響も考慮する必要。
 - ・消費税は、国民が幅広く負担。所得に対し逆進的であるとの指摘がある一方、投資・生産、国際競争力、勤労意欲への影響や税収変動が小さい。
 - ・全世代型社会保障の構築に向け消費税率が10%に引上げ。人口減少・少子高齢化とグローバル化が進む中、消費税の役割が一層重要になっている。
2. **働き方やライフコースの多様化等への対応**
 - (1) **個人所得課税における諸控除の見直し**
 - ・働き方の多様化や格差を巡る状況の変化を注視しつつ、働き方の違いによって不利に扱われることのない、個人の選択に中立的な税制の実現に向け、所得再分配機能が適切に発揮されているかといった観点も踏まえながら、諸控除の更なる見直しを進めることが重要。
 - (2) **企業年金・個人年金等に関する公平な税制の構築**
 - ・働き方の違い等により有利・不利が生じない私的年金の税制上の取扱い、拠出・運用・給付の各段階を通じた適正な税負担等について検討する必要。
 - ・貯蓄・投資等に関する税制は、様々な制度が並立しており、制度間に差異が存在。退職後の生活の準備を支援する観点からの整理・簡素化が重要。
 - ・金融所得課税について、勤労所得との間で負担の公平感や所得再分配に配慮する観点から、総合的に検討していくべき。

12

政府税制調査会「経済社会の構造変化を踏まえた令和時代の税制のあり方」(令和元年9月)の概要②

※事務局作成

令和時代の税制のあり方

2. **働き方やライフコースの多様化等への対応(続)**
 - (3) **資産再分配機能の適切な確保と資産移転の時期に中立的な税制の構築**
 - ・平成25年度税制改正における相続税の見直しの効果も踏まえつつ、資産課税が適切な再分配機能を果たしていくべく、不断の検討が必要。
 - ・「老老相繼」が増加する中、相続税と贈与税をより一体的に扱え、格差固定化を防ぎつつ、資産移転の時期に中立的な税制の構築を検討する必要。
 - ・各種の贈与税非課税措置(時限措置)は、格差固定化につながらない側面。資産移転の時期に中立的な税制の構築とあわせ検討していく必要。
3. **経済のグローバル化やデジタル化等への対応**
 - (1) **グローバル化に対応した法人課税のあり方**
 - ・租税条約は課税関係の安定化や二重課税の除去等を通じ健全な投資・経済交流の促進に資する。租税条約ネットワークの質・量を更に充実するべき。
 - ・課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げる成長志向の法人税改革が行われ、我が国の国際競争力向上や企業の競争力強化が図られた。
 - ・租税特別措置は、経済社会環境の変化に応じてゼロベースで見直し、真に必要なものに重点化することが重要。
 - (2) **国際的な租税回避への対応**
 - ・BEPS(税源浸食・利益移転)への適切な対処、自動的情報交換で取得した金融口座情報等の効果的な活用が必要。
 - (3) **経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応**
 - ・物理的拠点なく事業を行う外国企業に適切に課税できないといった問題に対し、国際的な合意に基づく解決策を2020年までにとりまとめ、積極的な役割を果たしていくべき。
 - (4) **企業経営の実効を踏まえた連結納税制度の見直し**
 - ・企業が効率的にグループ経営を行い、競争力を十分発揮できる環境を整備するため、制度の簡素化により企業の事務負担を軽減する必要。
 - (5) **気候変動問題等への対応**
 - ・気候変動対策や、自動車の電動化や保有から利用へのシフトを踏まえ、エネルギー・自動車関係諸税について中長期的な視点に立った検討が必要。
4. **デジタル時代における納税環境の整備と適正・公平な税制の実現**
 - ・納税者利便の向上を図る観点から、マイナポータルやスマートフォンを活用した電子申告やキャッシュレス納付等を推進する必要。
 - ・電子帳簿等保存制度の見直し等により、企業経営のICT化を後押しし、生産性の向上を促すことが重要。
 - ・地方税共通納税システムの利用促進、地方税のポータルシステム(eLTAX)の機能強化、個人向け収納手段の更なる多様化を検討するべき。
 - ・適正・公平な課税を実現するため、納税者に適正な情報開示を促す仕組みや、違法・不当な行為を抑制するための仕組み等について検討が必要。
 - ・受益と負担に関する国民的議論を深めていくことが重要。子供達が税を考える機会を持てるよう租税教育の充実が必要。高等教育等での取組も重要。
5. **持続可能な地方税財政基盤の構築**
 - ・人口減少・少子高齢化をはじめ経済社会の構造変化に伴い、様々な課題が地域ごとに生じる中、地方公共団体が安定的に行政サービスを提供していくため、地方税の充実確保を図るとともに、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築する必要。

13

経済財政運営と改革の基本方針2020(令和2年7月17日閣議決定)(抄)

第1章 新型コロナウイルス感染症の下での危機克服と新しい未来に向けて

5. 感染症の拡大を踏まえた当面の経済財政運営と経済・財政一体改革

(2) 感染症拡大を踏まえた経済・財政一体改革の推進

感染症の下で新しい生活様式やビジネスが動き出している。デジタル化の活用をはじめ、動き始めた日本社会の進化を先取りする変革を一気に進め、「新たな日常」の構築による「質」の高い経済社会の実現を目指す。こうした観点から、「経済再生なくして財政健全化なし」との基本方針の下、2022年から団塊の世代が75歳になり始めることを踏まえ、骨太方針2018及び骨太方針2019等に基づき、デジタル・ガバメントの加速などの優先課題の設定とメリハリの強化を行いつつ、経済・財政一体改革を推進することとし、2020年末までに改革工程の具体化を図る。

(中略)

急速な少子高齢化や働き方の変化、「新たな日常」の構築など、経済社会の構造が大きく変化する中、骨太方針2019や税制調査会の答申などを踏まえ、持続的な経済成長を維持・促進するとともに、経済成長を阻害しない安定的な税収基盤を構築する観点から、引き続き、税体系全般にわたる見直し等を進める。あわせて、グローバル化やデジタル化を背景に、新たな経済活動が拡大する中で、適正・公平な課税を実現し、税に対する信頼を確保するため、制度及び執行体制の両面からの取組を強化する。

1. 緊急経済対策と財政の現状

2. 経済社会の構造変化と今後の税制のあり方

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

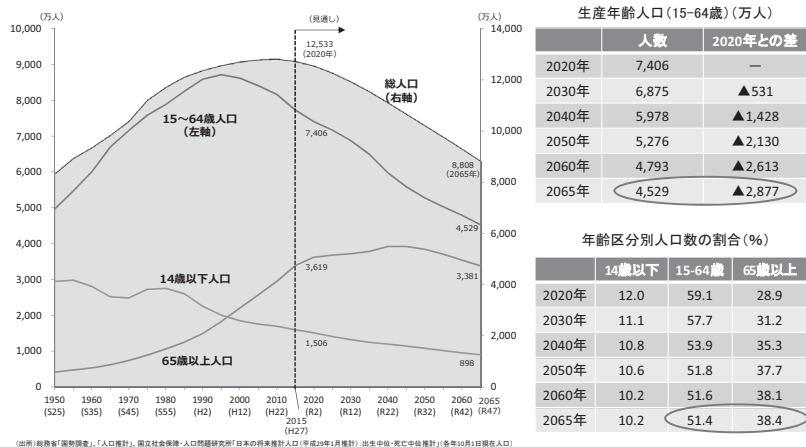
(2) 働き方やライフコースの多様化への対応

(3) グローバル化・デジタル化への対応

(資料⑯)

人口減少と少子高齢化

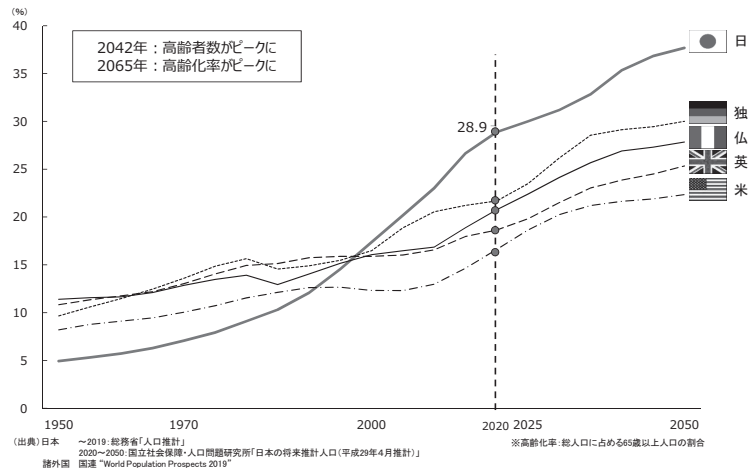
- 生産年齢人口（15-64歳）は2065年に約4,500万人となる見通し（2020年と比べ約2,900万人の減少）。
- 2065年には、老年人口（65歳以上）の割合が約4割に高まる一方、生産年齢人口の割合は約5割に低下する見通し。



(資料⑰)

主な国の高齢化率

- 1990年代に我が国の高齢化率は急激に上昇し、先進国中最も高齢化が進んでいる国となった。今後、高齢化が他国に類をみない速度で進んでいく見通し。

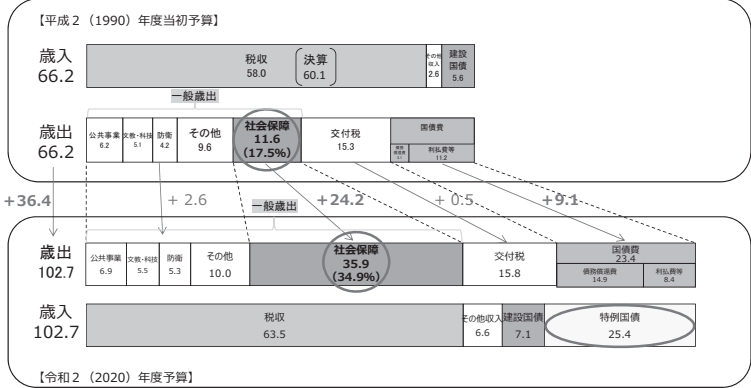


(資料⑱)

平成2(1990)年度と令和2(2020)年度における国の一般会計歳入・歳出の比較

○ 特例公債の発行から脱却することのできた平成2年度予算と比較すると、令和2年度予算では、社会保障関係費が大幅に増え、特例公債(赤字公債)でまかなっている。

(単位：兆円)

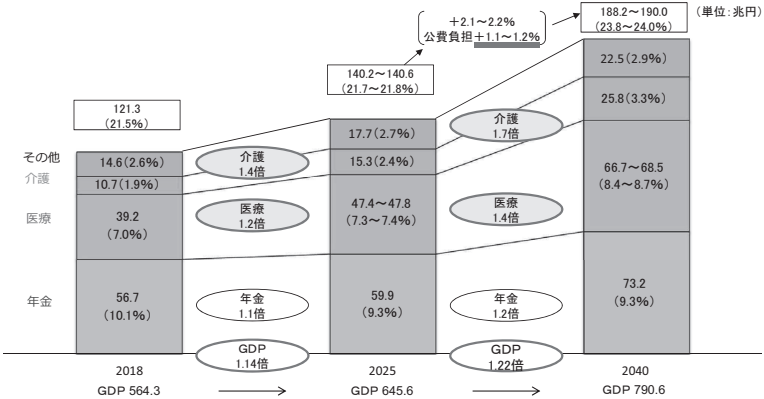


(資料⑲)

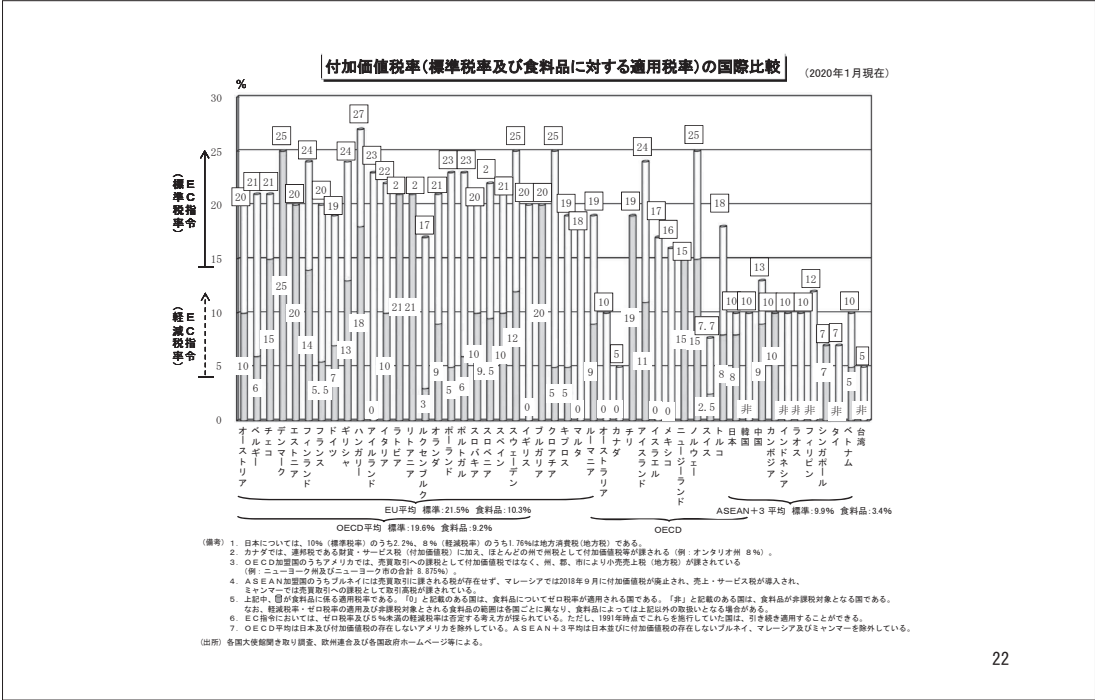
将来の社会保障給付の見通し

○ 高齢化の進展により、社会保障給付費は、今後も急激な増加が見込まれる。団塊の世代全員が75歳以上となる2025年、20～64歳の現役世代が大幅に減少する2040年に向けて、特に医療・介護分野の給付は、財源調達ベースとなるGDPの伸びを大きく上回って増加していく。
○ 受益と負担の均衡が取れた社会保障制度を一刻も早く構築していく必要がある。

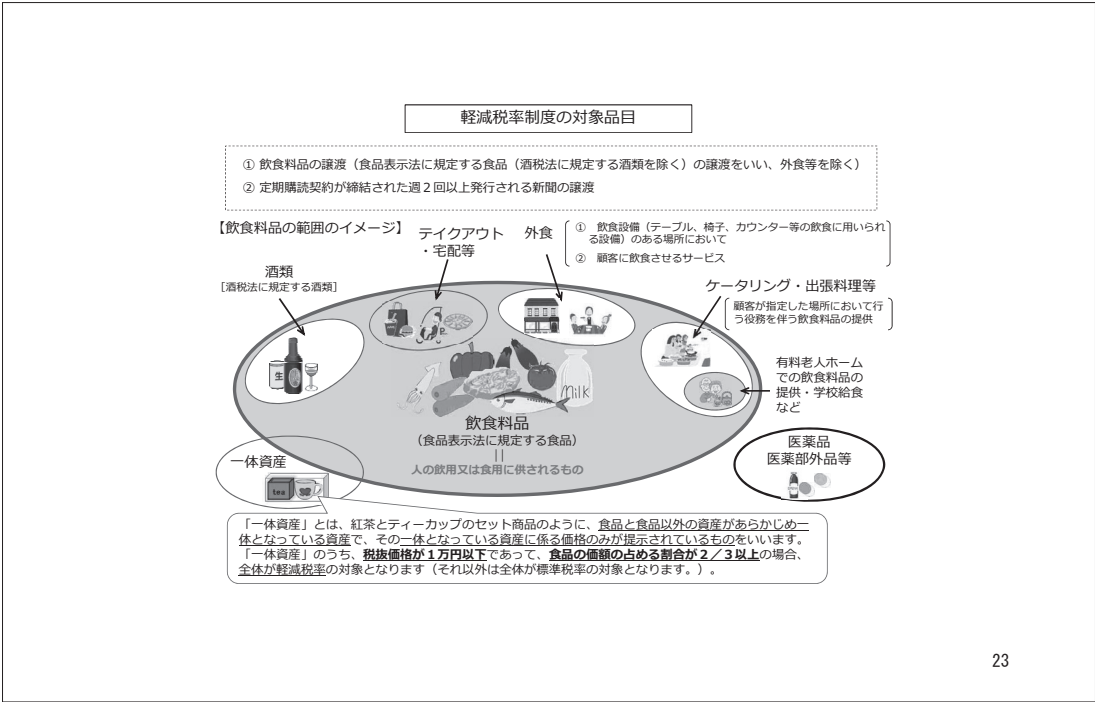
(単位：兆円)



(資料②)



(資料③)



(資料⑭)

適格請求書等保存方式（インボイス制度）について

○ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）

インボイスは、商品・サービスを提供する事業者が、買い手となる事業者に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるための書類であり、軽減税率を適切に実施するために必要不可欠なもの。
単一税率の国を含め、付加価値税を実施している日本以外のすべての国で導入されている。

【現行の区分記載請求書等保存方式】

※ インボイス制度までの4年間における暫定的な仕入税額控除方式

～2023年9月

【イメージ】

請求書

〇〇㈱御中 ㈱△△

●年■月分 請求金額 43,600円

■月1日 割りばし 550円

■月3日 牛 肉 ※ 5,400円

合 計 43,600円

(10%対象 22,000円)

(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象

【記載事項】

① 請求書発行者の氏名又は名称

② 取引年月日

③ 取引の内容

④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税込）

⑤ 軽減税率の対象品目である旨

⑥ 請求書受領者の氏名又は名称

【適格請求書等保存方式（インボイス制度）】

2023年10月～

【イメージ】

請求書

〇〇㈱御中 ㈱△△（E1234-）

●年■月分 請求金額 43,600円

■月1日 割りばし 550円

■月3日 牛 肉 ※ 5,400円

合 計 43,600円

10%対象 22,000円 内税 2,000円

8%対象 21,600円 内税 1,600円

※は軽減税率対象

【記載事項】

区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの

① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》

② 適用税率

③ 消費税額

（ポイント）

・ 受領した請求書に④・⑤の事項がなければ自ら「追記」が可能

・ 免税事業者でも発行可能

・ 区分記載請求書の「交付義務」はない

（ポイント）

・ 交付するインボイスは、これまでの請求書や領収書に記載事項を追加するイメージ（受領者による“追記”は不可）

・ 免税事業者は発行不可（諸外国においても、インボイスを発行できるのは、課税事業者のみ）

・ 登録した事業者は、買い手の求めに応じてインボイス交付義務・写しの保存義務が発生

24

(資料⑮)

インボイス制度実施に当たっての経過措置について

○ インボイス制度の実施後は、免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外から行った課税仕入れに係る消費税額を控除することができなくなる。

○ しかし、激変緩和の観点から、免税事業者等からの仕入れについても、インボイス制度実施後6年間は仕入税額相当額の一定割合を控除可能な経過措置が設けられている。

令和元年10月
(2019年)

令和5年10月
(2023年)

令和8年10月
(2026年)

令和11年10月
(2029年)

軽減税率実施

インボイス制度実施

4年

3年

3年

控除不可

区分記載請求書等保存方式

免税事業者からの仕入れにつき
全額控除可能

免税事業者からの仕入れにつき
80%控除可能※

免税事業者からの仕入れにつき
50%控除可能※

インボイス制度の実施に当たり、10年間の経過措置期間を設けている
(免税事業者はこの間に、課税事業者への転換の要否を見極めながら対応を検討)

※ 仕入税額控除の適用にあたっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存と本経過措置の適用を受ける旨（8割控除・5割控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要

25

— 15 —

(資料②⑥)



(資料⑳)

日本・欧州主要国における消費者に対する価格の表示方式（未定稿） （2020年1月現在）					
	 日本	 イギリス	 ドイツ	 フランス	 E C 指 令
表示方式 （総額/税抜）	総額表示	総額表示	総額表示	総額表示	総額表示
「総額表示」 の詳細	税込の総額が表示されていれぱよい ^(注1)	税込の総額が表示されていれぱよい	税込の総額が表示されていれぱよい	税込の総額が表示されていれぱよい	税込の総額が表示されていれぱよい
経緯・根拠	消費税法改正により、2004年4月から総額表示を義務付け	・消費者保護法(1987年) ・価格表示令(1991年) により総額表示を義務付け	付加価値税導入以前から、総額表示を採用	付加価値税導入以前から、総額表示を採用	1998年指令 ^(注2) により、総額表示を義務付け
標準税理	10%	20%	19%	20%	—
付加価値税導入年	1989年	1973年	1968年	1968年	—

(注1) 2013年10月から2021年3月末までの間は、消費税転嫁対策特別措置法により、表示価格が税込価格であると誤認されないための措置を講じていれば、税込価格を表示しなくてもよいとする特例が設けられている。

(注2) 消費者向け商品価格表示における消費者保護に関する指令。

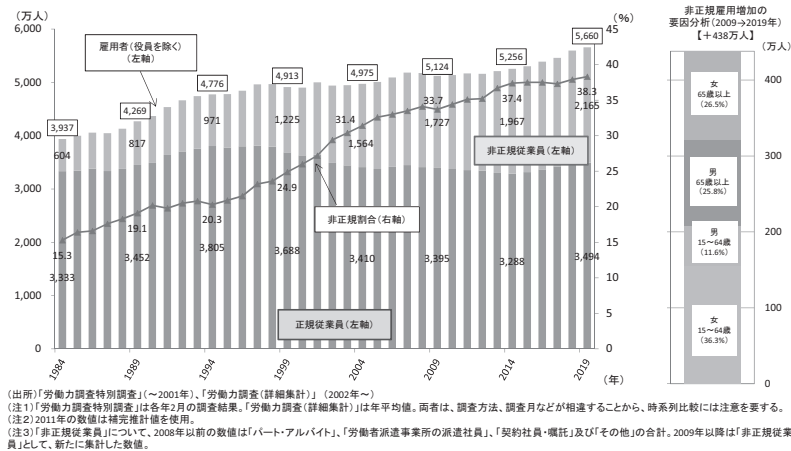
(資料㉑)

1. 緊急経済対策と財政の現状
2. 経済社会の構造変化と今後の税制のあり方
（1）人口減少・少子高齢化への対応
（2）働き方やライフコースの多様化への対応
（3）グローバル化・デジタル化への対応

(資料③)

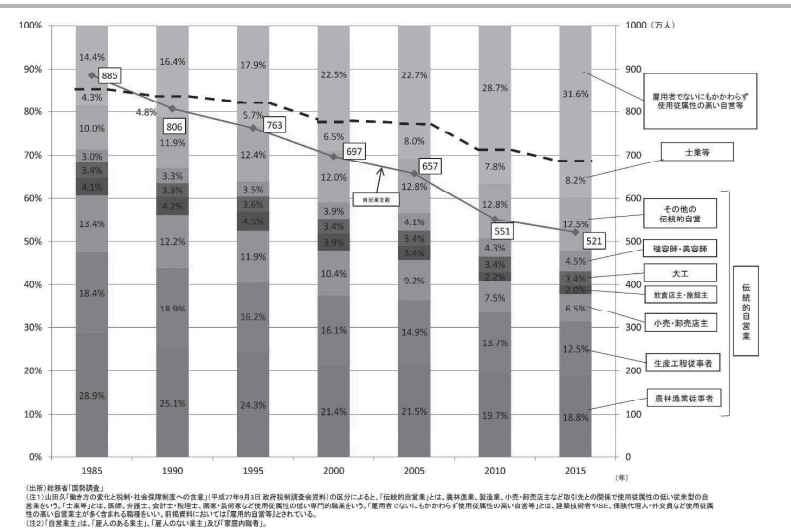
働き方やライフコースの多様化①

○ 平成の時代に、雇用者が緩やかに増加する中、そのペースを上回り非正規雇用者が増加。
2009年～2019年の非正規雇用者数の増加（+438万人）は、女性や高齢者の就業拡大が主な要因。



(資料③)

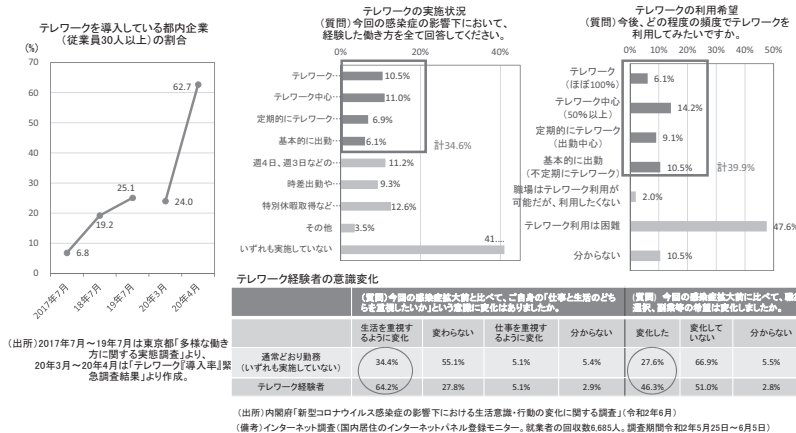
働き方やライフコースの多様化②



(資料③)

働き方やライフコースの多様化③

- 東京都の調査によれば、テレワークを導入している都内企業の割合が本年3月の24.0%から4月の62.7%へと増加。
- 内閣府の調査によれば、就業者の約35%が今回の感染症の影響下においてテレワークを経験し、就業者の約40%が今後もテレワークを利用すると回答。テレワーク経験者は未経験者に比べ、ワークライフバランスや職業選択・副業等への意識が変化した割合が高い。

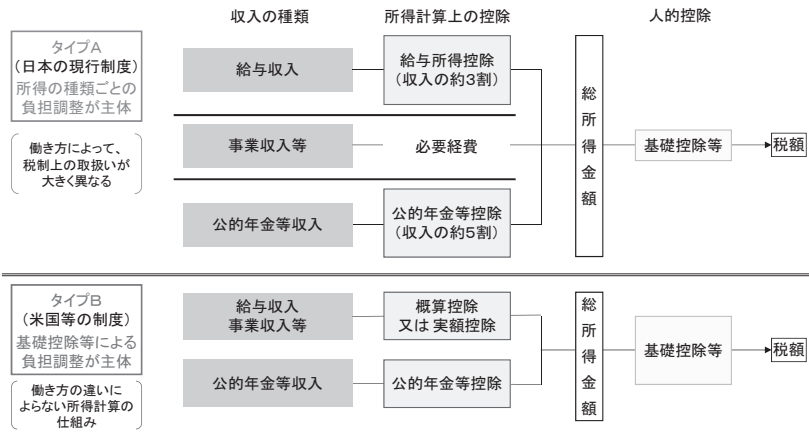


32

(資料③)

税負担の調整のあり方（イメージ）

- **現在の所得税は、様々な収入の中でも、給与と年金のみに特別の優遇を認める仕組み（タイプA）。**これは、**実質的に会社員と同じような境遇にある請負労働者等、多様な働き方の拡大を想定していない制度。**
- 米国等は、**基礎控除等による負担調整を主体**としており、**働き方の違いによらない仕組み（タイプB）**となっている。

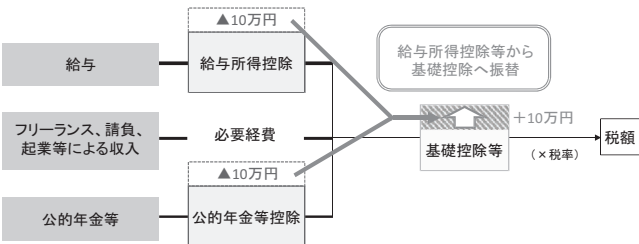


33

(資料③)

基礎控除への振替(30年度改正)

- 我が国の個人所得課税は、**多様な働き方の拡大を想定している**とは言え難く、**働き方や収入の所得方法により所得計算が大きく異なる仕組み**となっている。
 - **給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替えることにより**、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人を応援することができ、働き方改革の後押しになる。
- [令和2年(2020年)分以後の所得税について適用]



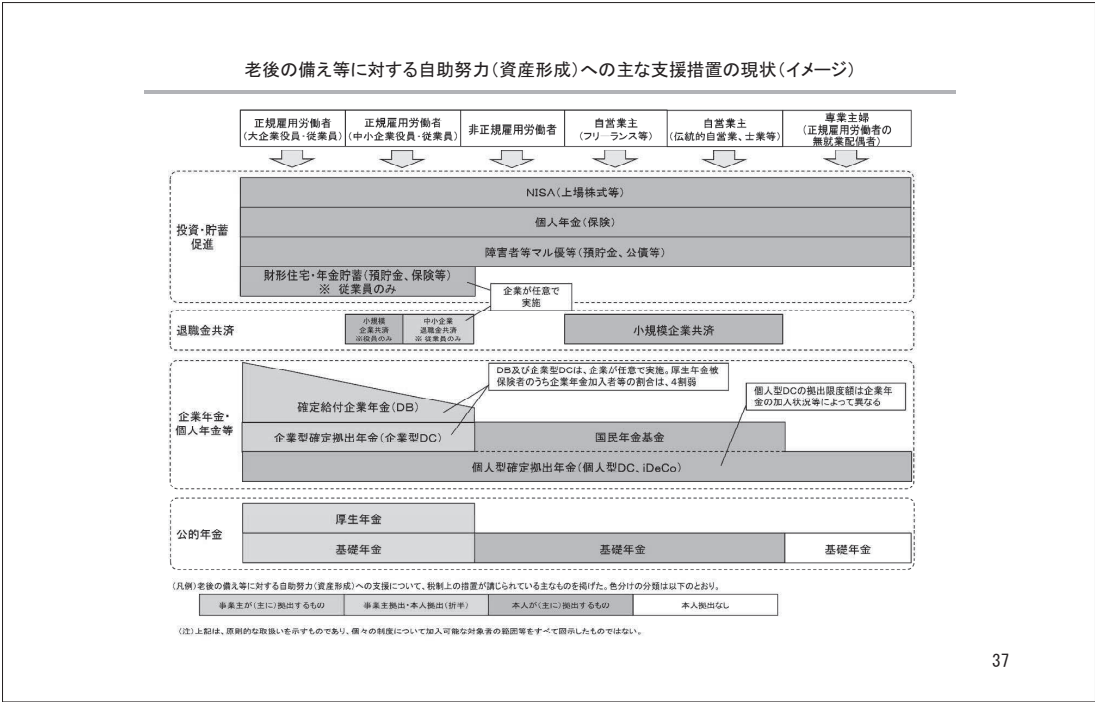
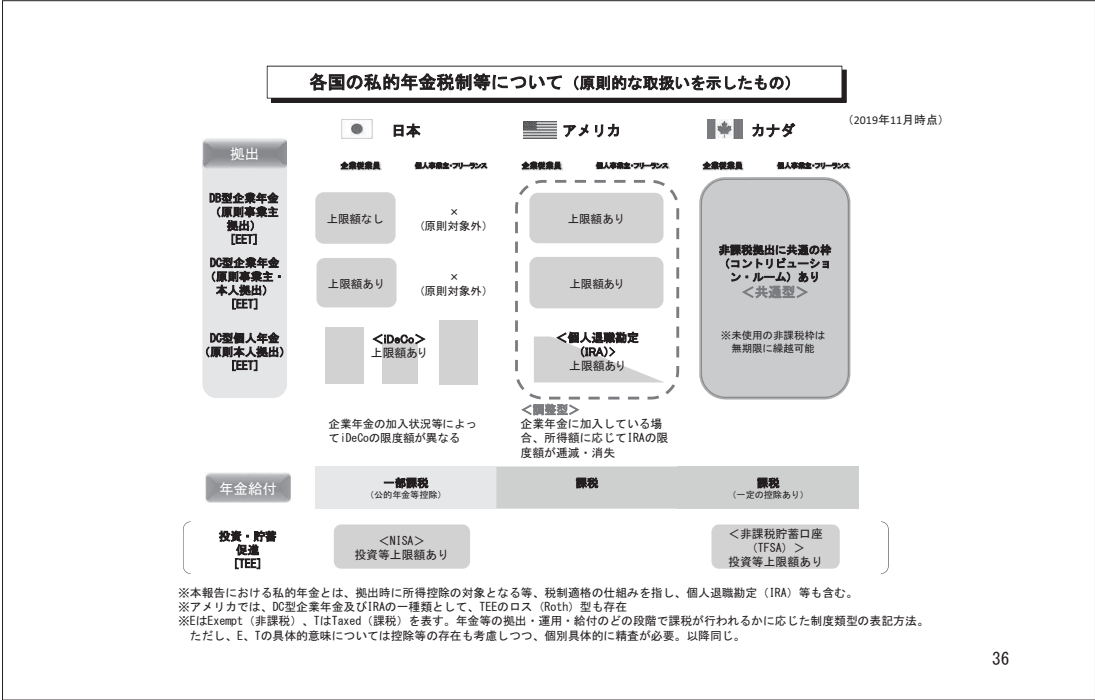
(資料③)

各国の私的年金税制等について(原則的な取扱いを示したもの)

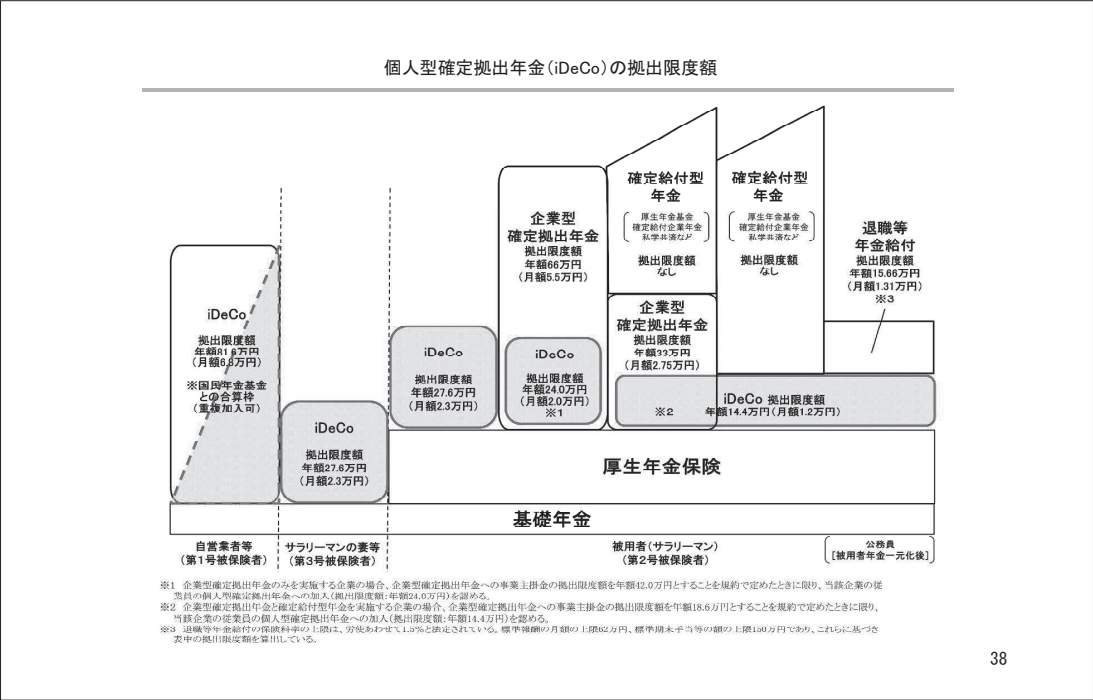
(2019年11月時点)

	日本	イギリス	フランス	ドイツ
提出	全額控除 DB型企業年金(原則事業主提出) [EET] DC型企業年金(原則事業主・本人提出) [EET] DC型個人年金等(原則本人提出) [EET]	全額控除 個人年金をフリーランス 非課税提出に共通の枠あり<共通型> ※未使用の非課税枠は3年間繰越可能	全額控除 個人年金をフリーランス 個人年金貯蓄制度(PERP)の提出枠を通じて企業年金等と提出枠を調整<調整型> ※未使用の非課税枠は3年間繰越可能	全額控除 個人年金をフリーランス 個人年金貯蓄制度(PERP)の提出枠を通じて企業年金等と提出枠を調整<調整型> ※未使用の非課税枠は3年間繰越可能
年金給付	一部課税 (公的年金等控除)	課税	課税 (積立控除あり)	課税
投資・貯蓄推進 [TEE]	<NISA> 投資等上限額あり	<ISA>* 投資等上限額あり		

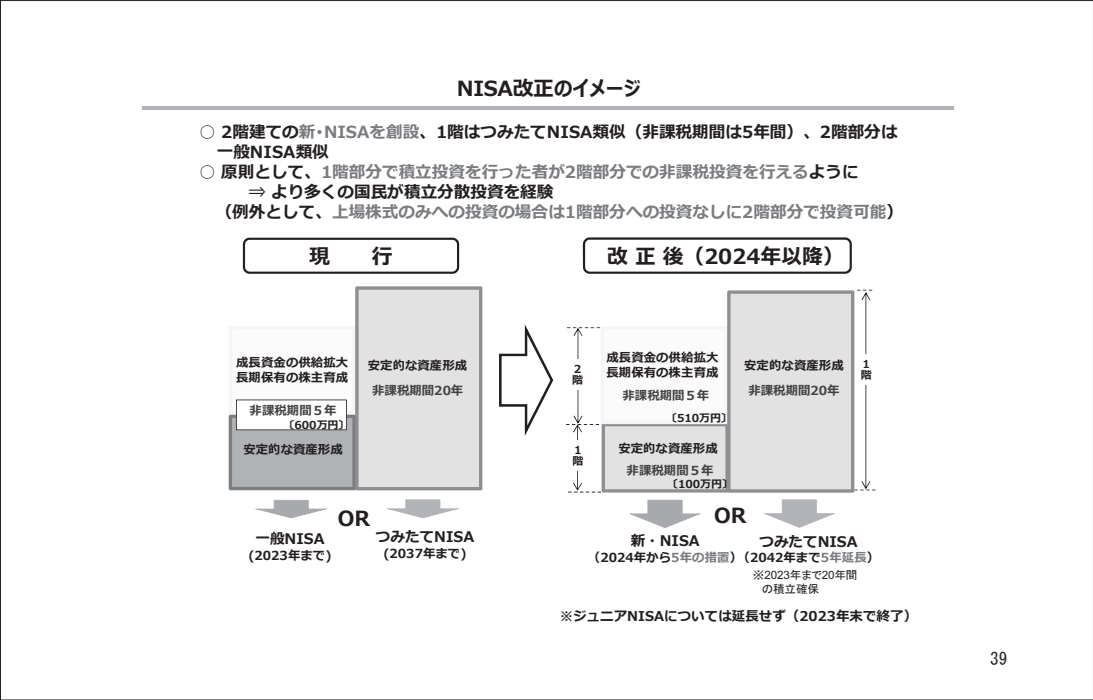
※ EはExempt(非課税)、TはTaxed(課税)を表す。年金等の提出・運用・給付のどの段階で課税が行われるかに応じた制度類型の表記方法。ただし、E、Tの具体的な意味については控除等の存在も考慮しつつ、個別具体的に精査が必要。以降同じ。
* 中途引出し制限等付きのライフタイムISAあり。



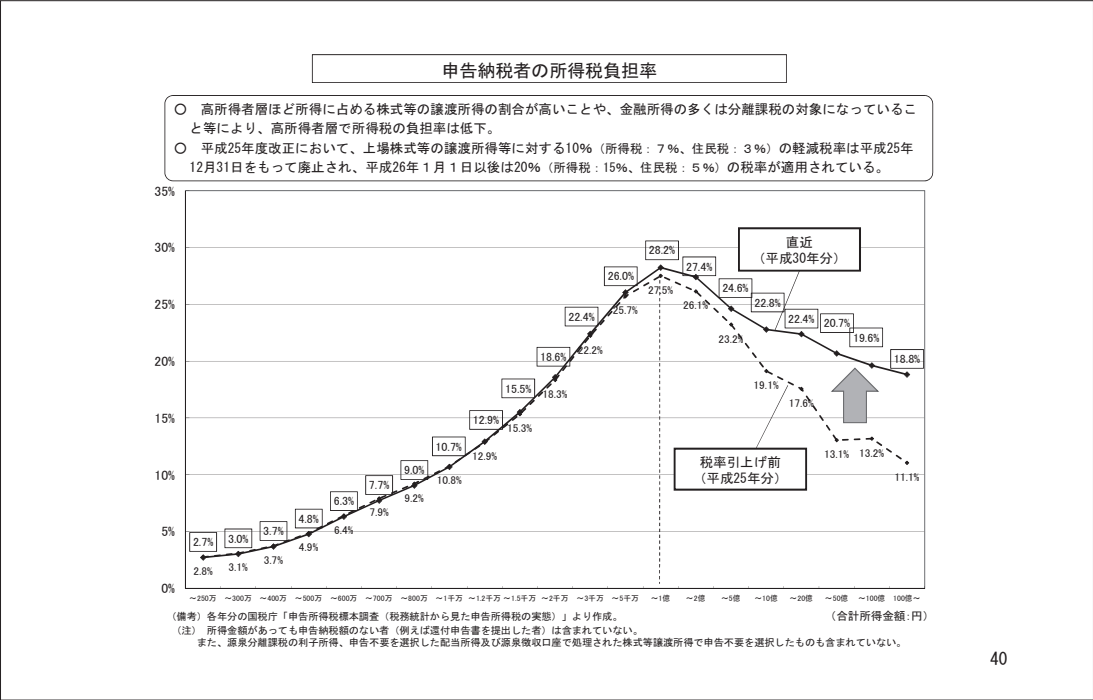
(資料③)



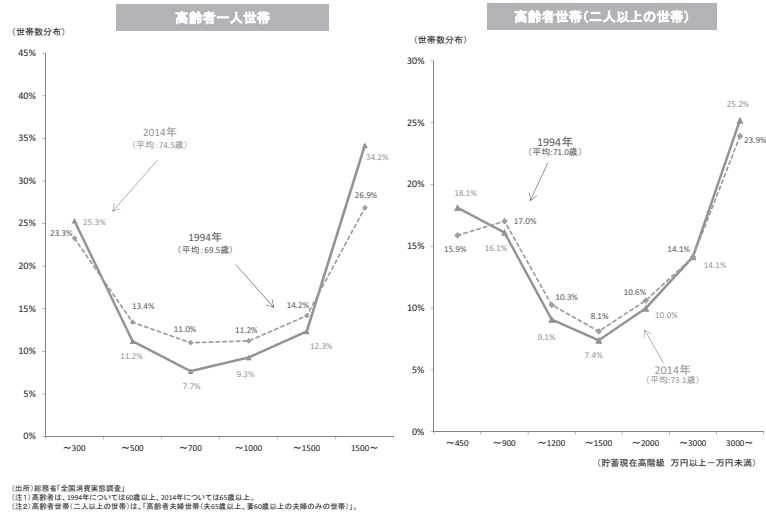
(資料④)



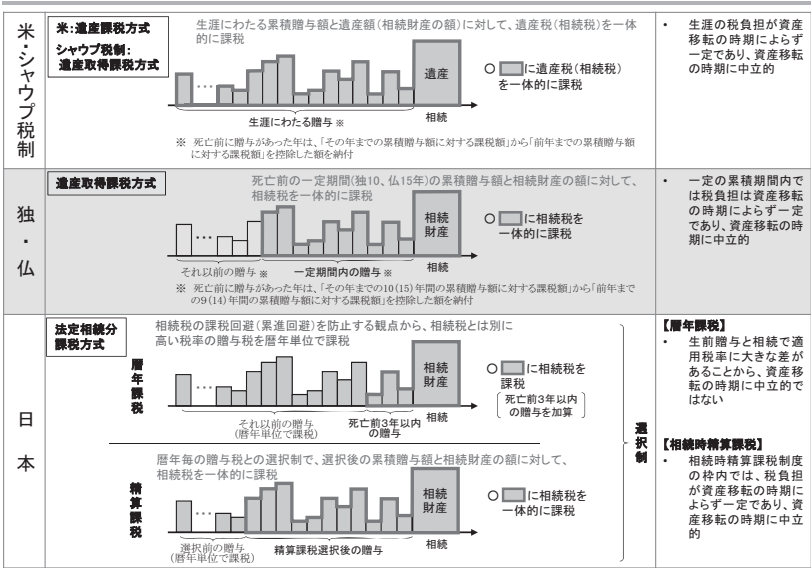
(資料④)



貯蓄現在高階級別 世帯数分布(高齢者世帯)(1994年→2014年)



我が国と諸外国の相続・贈与に関する税制の比較



1. 緊急経済対策と財政の現状

2. 経済社会の構造変化と今後の税制のあり方

(1) 人口減少・少子高齢化への対応

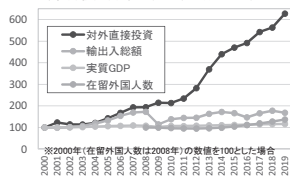
(2) 働き方やライフコースの多様化への対応

(3) グローバル化・デジタル化への対応

グローバル化の進展

- 平成の時代に、国際的な貿易や資本移動の自由化を背景として、日本経済は貿易立国から投資立国へと構造を転換。製造業の生産拠点の海外移転もあり貿易黒字が減少した一方、対外投資の蓄積により所得収支の黒字が拡大。
- 生産、雇用、販売、マーケティング等が様々な国・地域に展開されるようになり、企業の活動が複雑化。

貿易、投資、在留外国人数の伸び(日本)



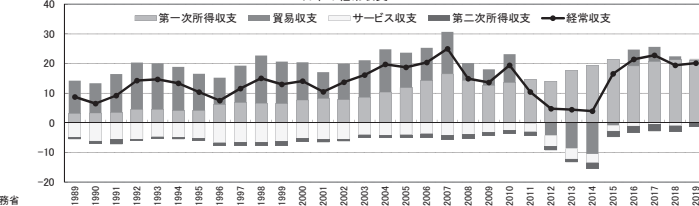
(出所) 財務省、国民経済計算、法務省の各統計より作成

スマートフォンにおける
グローバルバリューチェーンの例



(出所) 総務省「令和元年度 情報通信白書」

日本の経常収支



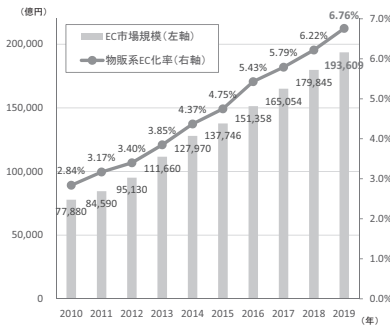
(出所) 財務省

(資料④)

経済のデジタル化

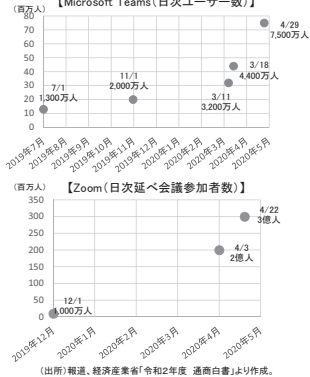
- 経済や社会のあらゆる場面でICTやIoTの活用が進展。商品の購入等様々な取引をオンラインで行うことが日常化。
- 国境に関係なくコンテンツやサービスを提供する経済活動が進展。
感染症により経済・社会のデジタル化が加速。対面のコミュニケーションが制限され、ビジネス、教育、会議のオンライン化が進展。

日本のBtoC-EC(消費者向け電子商取引)市場規模の推移



(備考)「EC化率」は全ての商取引金額(商取引市場規模)に対する電子商取引市場規模の割合。
「EC化率」の算出対象は、以上のBtoC-ECでは物販系分野。
(出所)経済産業省「令和元年度 電子商取引に関する市場調査」

オンラインコミュニケーションツールの利用状況



46

(資料④)

経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題

背景

- 電子商取引等の電子経済に対し、現行の国際課税ルールでは間接税・直接税の課税が十分に行えていないおそれがあるため、BEPS(Base Erosion and Profit Shifting; 税源浸食と利益移転)プロジェクトの下、課税上の課題について対応を検討。

これまでの取組み

- ① 間接税
 - 国境を越えて提供される電子サービスに対する消費課税(27年度税制改正で対応)
- ② 直接税
 - 倉庫等でも一定の要件の下でPE認定できるようにPEの定義拡大(30年度税制改正で対応)
 - (参考)恒久的施設(PE: Permanent Establishment)とは、事業を行う一定の場所(支店等)・代理人をいう。例えば、外国企業が日本国内で事業を行う場合、日本国内にその企業のPEがなければ、その企業の事業利得に課税できない(「PEなければ課税なし」の原則)。
 - 経済の電子化が現行の国際課税原則に与える影響を分析した上で、「PEなければ課税なし」等の国際課税原則の見直しの実施に合意。

47

「経済の電子化に伴う課税上の課題に対する
コンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」の概要

- BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト参加国（130以上の国・地域）の間で議論しており、2019年6月のG20財務大臣会合（於：福岡）及びG20サミット（於：大阪）に本作業計画を提出・承認。
- 本作業計画では、以下の2つの柱からなる解決策について検討し、2020年1月に解決策の制度の大枠について合意の上、2020年末までに最終報告書を取りまとめることとしている。

解決策の2つの柱

第1の柱:

市場国に対し適切に課税所得を
配分するためのルールの見直し

第2の柱:

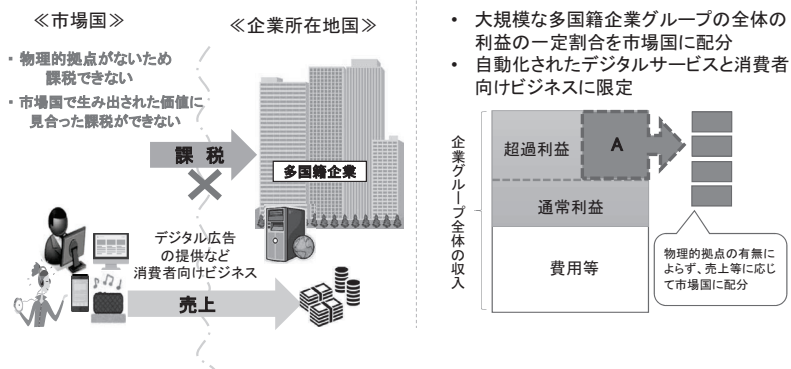
軽課税国への利益移転
に対抗する措置の導入

48

解決策の第1の柱: 国際課税原則の見直し①

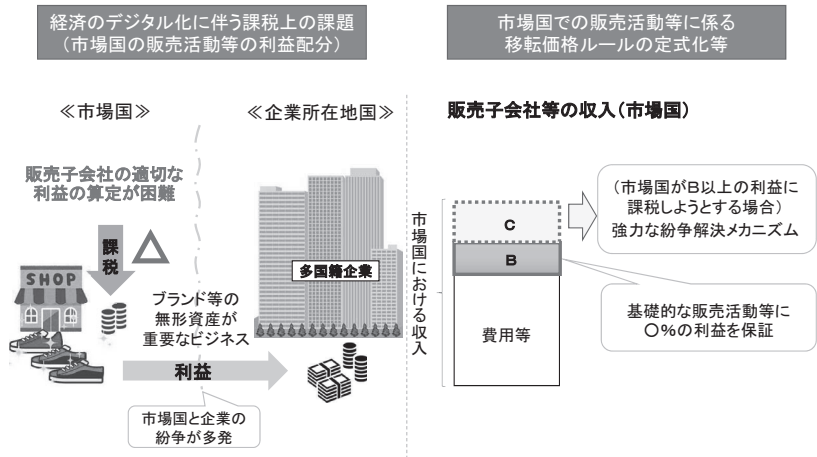
経済のデジタル化に伴う課税上の課題
(国際課税原則の見直し)

市場国への新たな課税権の配分



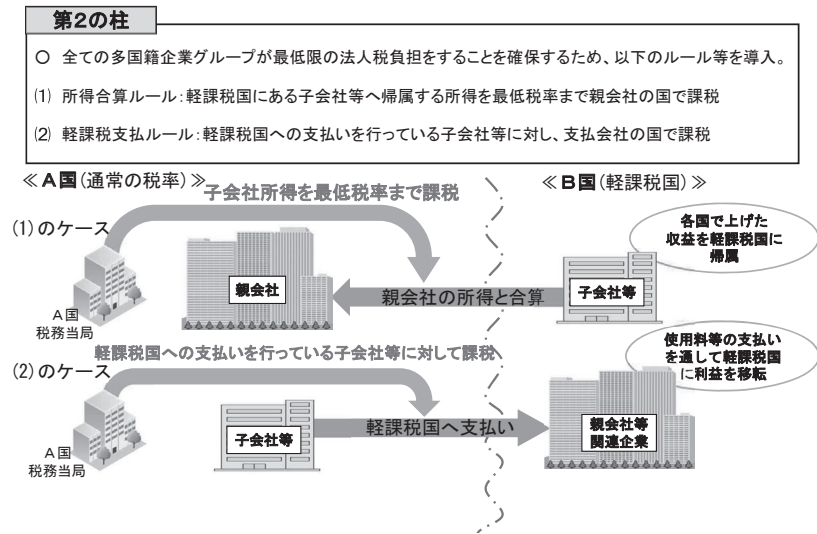
49

解決策の第1の柱:国際課税原則の見直し②

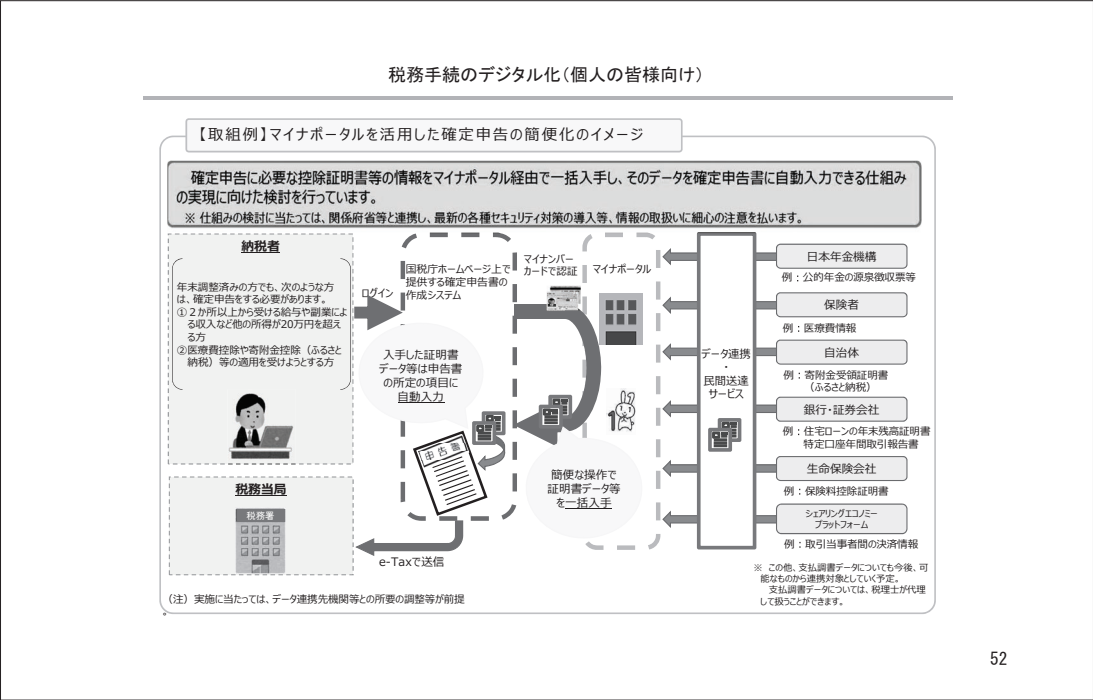


50

解決策の第2の柱:主要な2つのルール



51



(資料⑤4)

キャッシュレス納付の推進に向けた今後の取組

～スマート、スムーズ、スピーディな国税の納付を目指して～

現状と課題

- 国税の納付については、現状、全体の4分の3が金融機関や税務署の窓口で行われている。
- 納税者の利便性を向上させるとともに、現金管理等に伴う社会全体のコストを縮減する観点から、キャッシュレス納付を推進していく必要。

(参考) 国税の納付件数(手段別内訳:平成30(2018)年度実績)



中長期的な目標

納税者が税務署等の窓口に行くことなく、自宅や事業所で、スマート、スムーズ、スピーディに、納付できる姿
⇒ 令和7(2025)年度までにキャッシュレス納付比率4割程度を目指す

具体的な取組

利用勧奨、広報・周知

・官民連携による周知強化
・関係団体等と協力したダイレクト納付利用の働きかけ(注)

既存の納付手段の改善

・ダイレクト納付及び振替納税の届出の電子化

新たな納付手段の提供(多様化)

(技術動向の今後の動向を見据えた)
・新たな決済手段の活用

(注) 地方税共通納税システムが導入予定(令和元(2019)年10月～)。

54

(資料⑤5)

企業等の生産性向上を促すための電子帳簿等保存制度の見直し(令和2年度改正)

- バックオフィスの効率化による企業等の生産性向上を図る観点から、請求書や領収書等の授受及び保存について電子化を推進することが重要。また、クラウドを活用したサービスやキャッシュレス決済の普及などを踏まえ、国税関係書類の保存の在り方についても時代に即したものとできるよう見直していくことが必要。
- こうした観点から、電子的に受領した請求書等をデータのまま保存する場合の要件(選択肢)について、①ユーザーが自由にデータを改変できないシステム(サービス)等を利用している場合、②発行者側でデータにタイムスタンプ(注)を付与している場合の2類型を追加する(令和2年10月1日施行)。

(注) 一定の時刻からデータが変更されていないことを証明するための仕組み

(電子的に受領した請求書等をデータのまま保存する場合の要件)

改正前

- データの受領後遅滞なくタイムスタンプを付与、又は
- 改ざん防止等のための事務処理規程を作成し運用

(注) 紙で受領した請求書等をスキャンしたデータを保存する場合には、税務署長の承認が必要だが、もともと電子的に受領したデータについては同承認は不要。



改正後(左記に加え以下可)

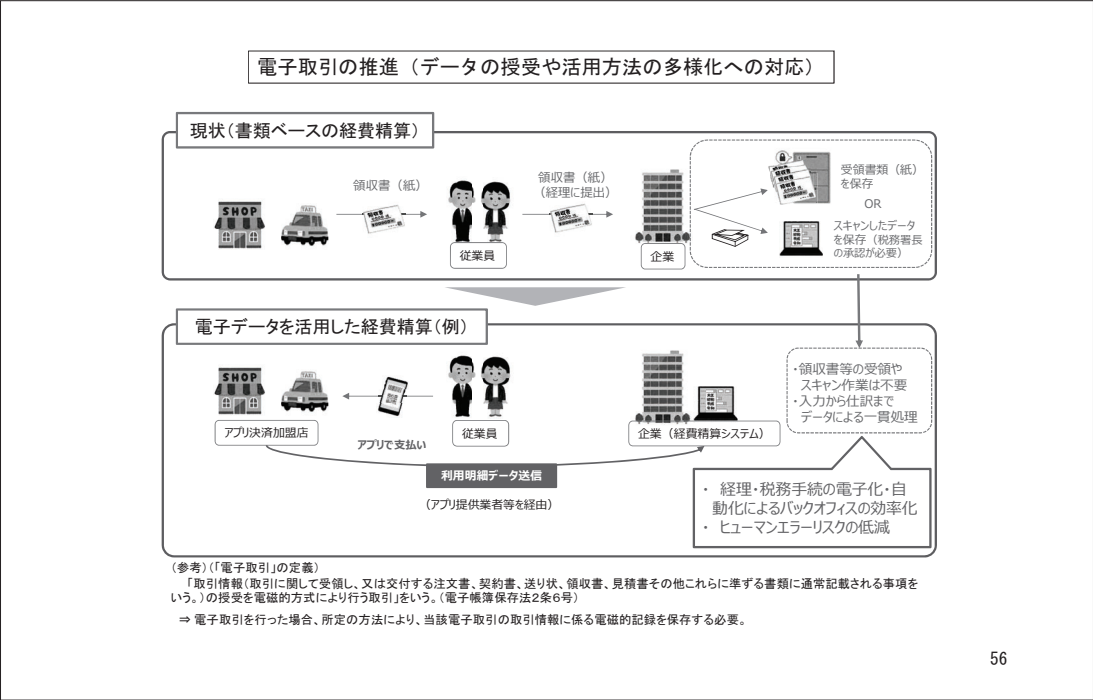
- ユーザー(受領者)が自由にデータを改変できないシステム(サービス)等を利用
- 発行者側でタイムスタンプを付与



※ いずれの場合もデータが適正に保存されていれば、紙の請求書や領収書等の受領やスキャン作業は不要。
⇒ 経理・税務手続の電子化・自動化により、バックオフィスの効率化に寄与

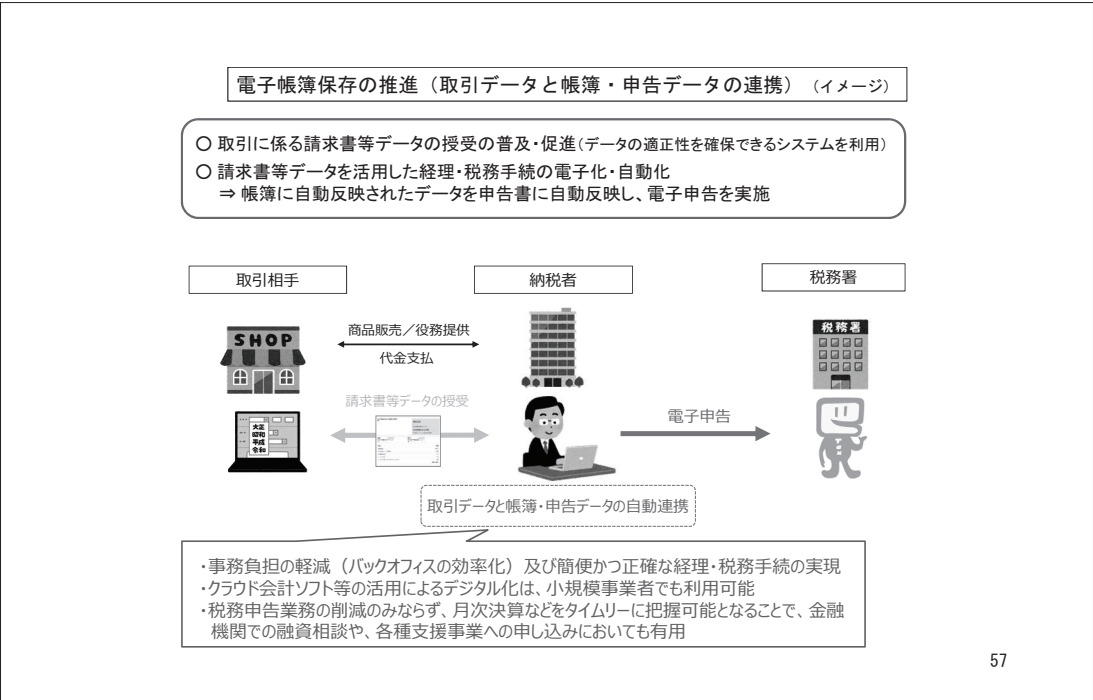
55

(資料⑤)



56

(資料⑦)



57

地方税制関係資料

総務省自治税務局

目 次

地方財政・地方税制の現状と課題

総論：地方財政・地方税政の現状と課題

(資料①) 総論：地方財政・地方税制の現状と課題	36
(資料②) 地方財政の果たす役割	36
(資料③) 地方財政計画の歳出の推移	37
(資料④) 平成2年度と令和2年度の地方財政計画における歳入・歳出区分の比較	37
(資料⑤) 地方財政の財源不足と借入金残高の状況	38
(資料⑥) 国・地方の税源配分について	38
(資料⑦) 国税・地方税の税収内訳（令和2年度地方財政計画額）	39
(資料⑧) 地方税収（地方財政計画ベース）の推移	39
(資料⑨) 主要税目（地方税）の税収の推移	40
(資料⑩) 人口一人当たりの税収額の指数（平成30年度決算額）	40
(資料⑪) 地方税の充実確保と偏在性が小さく安定的な地方税体系の構築	41
(資料⑫) 税源移譲に伴う所得税・個人住民税の税率について	41
(資料⑬) 消費税率（国・地方）の引上げについて	42
(資料⑭) 消費税率の引上げと地方法人課税の偏在是正	42
(資料⑮) 地域間の財政力格差の拡大	43
(資料⑯) 地方法人課税における新たな偏在是正措置（令和元年度改正）	43
(資料⑰) 新たな偏在是正措置の考え方と効果	44

各論①：個別地方税制の現状と課題

(資料⑱) 各論①：個別地方税制の現状と課題	44
------------------------	----

1. 固定資産税

(資料⑲) 1. 固定資産税	45
(資料⑳) 固定資産税の概要	45
(資料㉑) 固定資産税の令和3年度評価替えへの対応	46
(資料㉒) 宅地等に対する固定資産税の課税の仕組み（平成30年度～令和2年度）	46
(資料㉓) 商業地等の据置特例の現状と課題	47
(資料㉔) 平成30年度税制改正大綱（負担調整措置関係部分抜粋）	47

2. 車体課税

(資料㉕) 2. 車体課税	48
(資料㉖) 車体課税（地方税）の現状	48
(資料㉗) 令和元年度税制改正における車体課税の大幅見直し（全体像）	49
(資料㉘) 自動車関係諸税の課税のあり方の検討	49

3. 森林環境税

(資料②⑨) 森林環境税	50
(資料③⑩) 森林環境税及び森林環境譲与税の制度設計	50
(資料③⑪) 森林環境譲与税の増額	51
(資料③⑫) 森林環境贈与税の取組事例集（令和元年度）	51

4. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

(資料③⑬) 4. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置	52
(資料③⑭) 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について （地方税関係）	52
(資料③⑮) 徴収の猶予制度の特例	53
(資料③⑯) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び 都市計画税の軽減措置	53
(資料③⑰) 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長	54
(資料③⑱) 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長	54

各論②：地方税務手続きの電子化

(資料③⑲) 各論②：地方税務手続きの電子化	55
(資料④⑩) ICT化の進展に対応した主な施策（地方税）	55
(資料④⑪) eLTAX（エルタックス）について	56
(資料④⑫) 地方税共通納税システムの導入	56
(資料④⑬) 令和2年度税制改正（地方税共通納税システムの対象税目の拡大）	57
(資料④⑭) 成長戦略（令和2年7月17日閣議決定）（抄）【地方税通納税システムの 対象税目拡大関係】	57
(資料④⑮) 令和2年度税制改正（固定資産税（償却資産）の電子申告率の向上に 向けた環境整備）	58
(資料④⑯) 令和2年度税制改正（特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化）	58
(資料④⑰) ICTによる収納手段の多様化	59

地方財政・地方税制の現状と課題



MIC

第72回 租税研究大会

令和2年9月16日

総務省 自治税務局長 稲岡 伸哉

(資料①)



総論：地方財政・地方税制の現状と課題

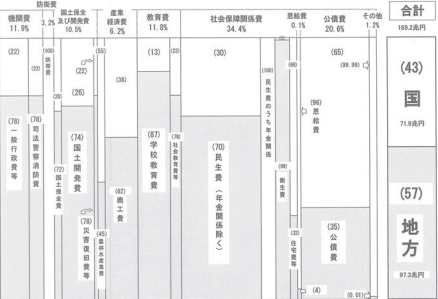
1

(資料②)

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェートは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで約3／5となっている。

○ 国と地方の役割分担（平成30年度決算）
＜歳出決算・最終支出ベース＞



(注) () 内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
計数は概算であり、異動する場合がある。

国と地方との行政事務の分担

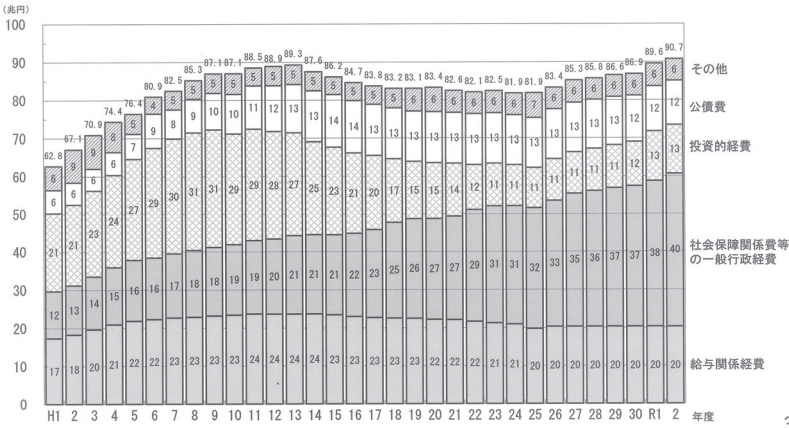
分野	国	地方
国防	○防衛費 ○自衛隊 ○一級河川 ○二級河川 ○一級河川(国管理以外) ○二級河川(国管理以外) ○河川管理 ○河川管理(国管理以外) ○河川管理(地方管理)	○防衛費 ○自衛隊 ○防衛費 ○防衛費 ○防衛費 ○防衛費 ○防衛費 ○防衛費 ○防衛費 ○防衛費
教育	○高等教育 ○高等教育(大学) ○高等教育(大学) ○高等教育(大学) ○高等教育(大学) ○高等教育(大学) ○高等教育(大学) ○高等教育(大学) ○高等教育(大学) ○高等教育(大学)	○高等教育 ○高等教育 ○高等教育 ○高等教育 ○高等教育 ○高等教育 ○高等教育 ○高等教育 ○高等教育 ○高等教育
福祉	○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉	○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉 ○高齢者福祉
その他	○その他 ○その他 ○その他 ○その他 ○その他 ○その他 ○その他 ○その他 ○その他 ○その他	○その他 ○その他 ○その他 ○その他 ○その他 ○その他 ○その他 ○その他 ○その他 ○その他

(資料③)

地方財政計画の歳出の推移

近年の地方財政計画の歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費（一般行政経費に計上）が増加する一方で、給与関係経費や投資的経費が減少している。

※令和元年度・2年度においては、人づくり革命等に係る事業費の計上により歳出が増加



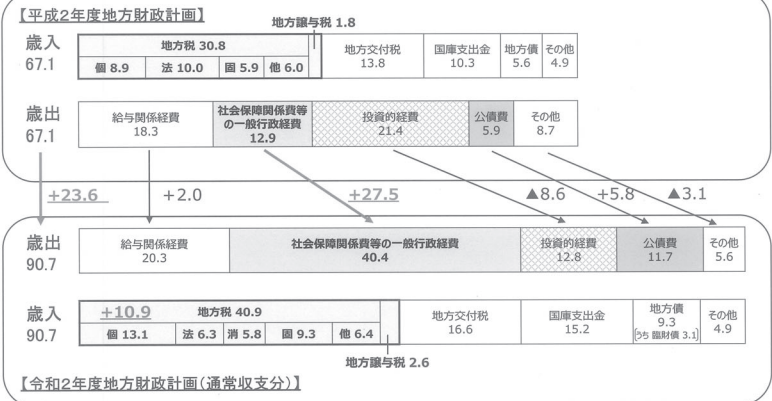
3

(資料④)

平成2年度と令和2年度の地方財政計画における歳入・歳出区分の比較

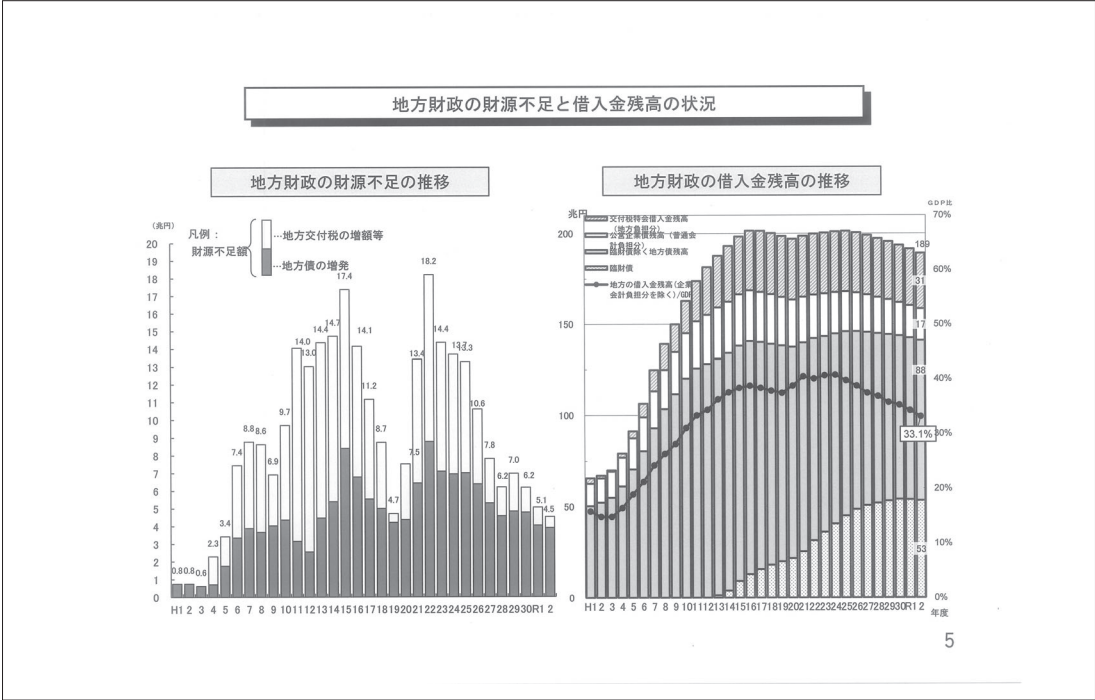
- 歳出は、高齢化の進行等により社会保障関係費が増加する一方で、投資的経費等が減少している。
- 歳出全体の伸びは+23.6兆円であるが、地方税・地方譲与税の伸びは+10.9兆円にとどまっている。

(単位：兆円)

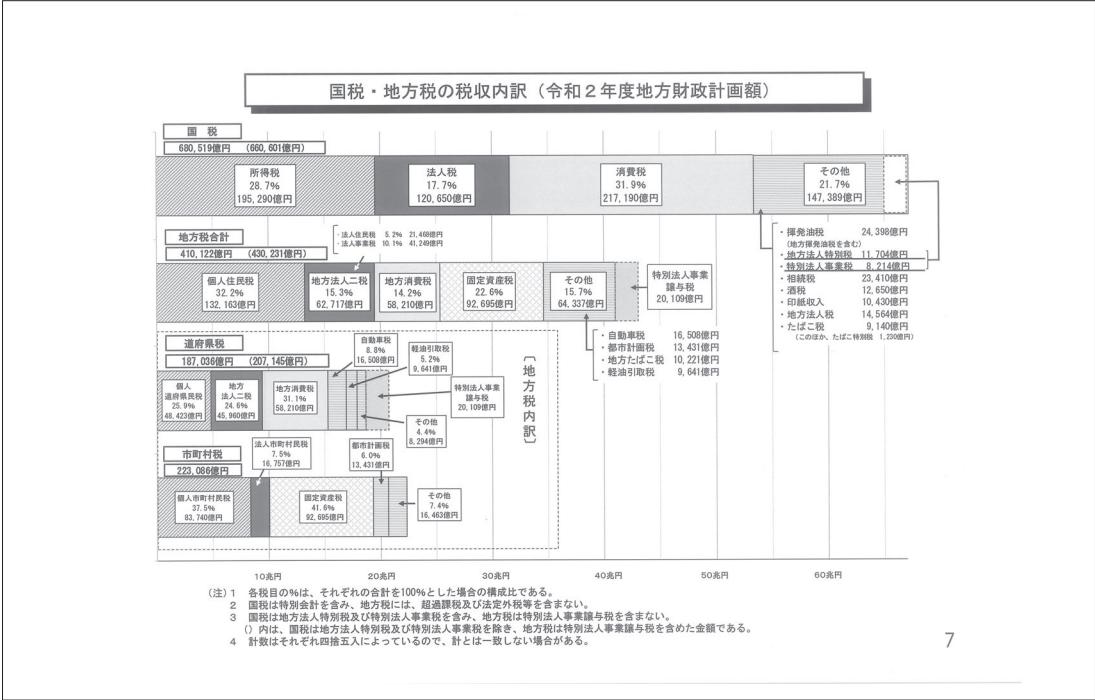


※図中の「個」は個人住民税、「法」は地方法人二税、「消」は地方消費税、「固」は固定資産税をさす。

(資料⑤)

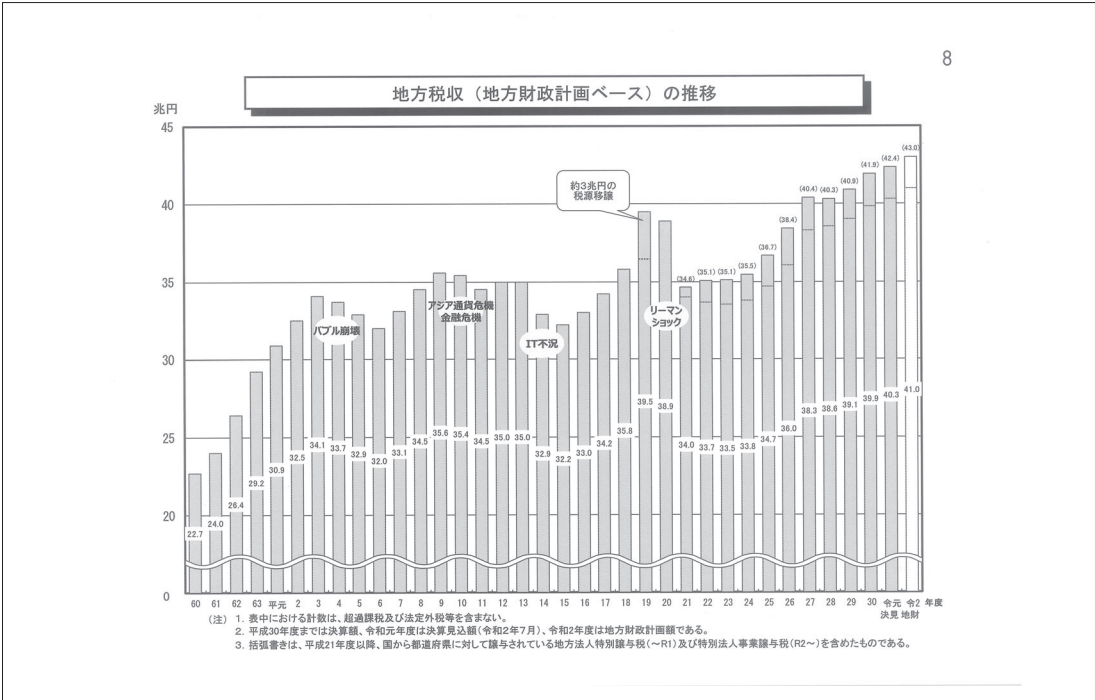


(資料⑦)



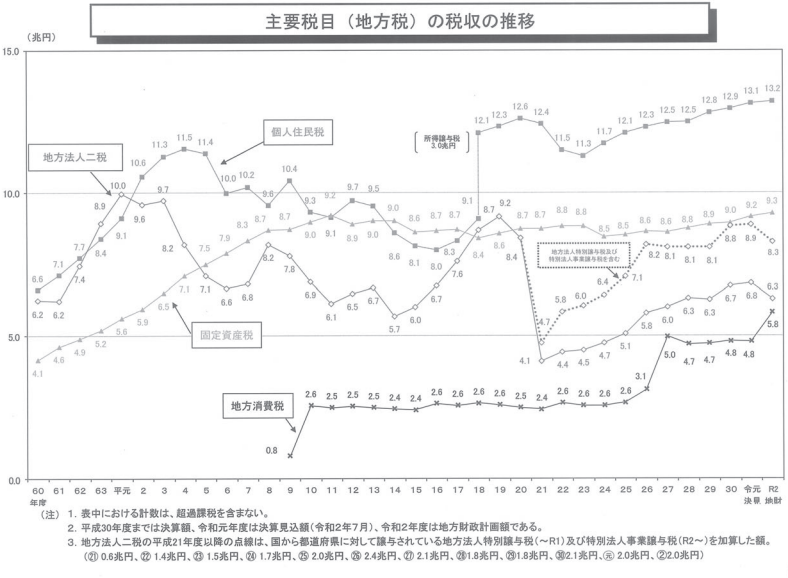
7

(資料⑧)



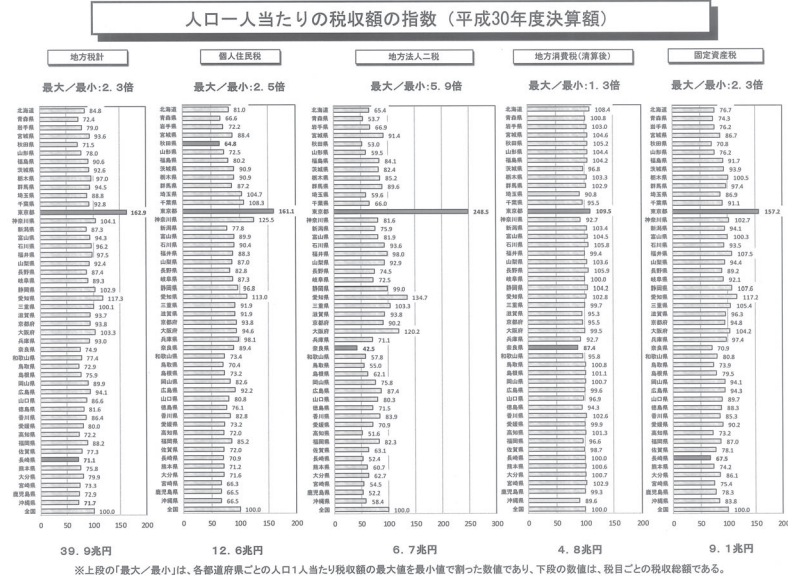
8

(資料⑨)



9

(資料⑩)

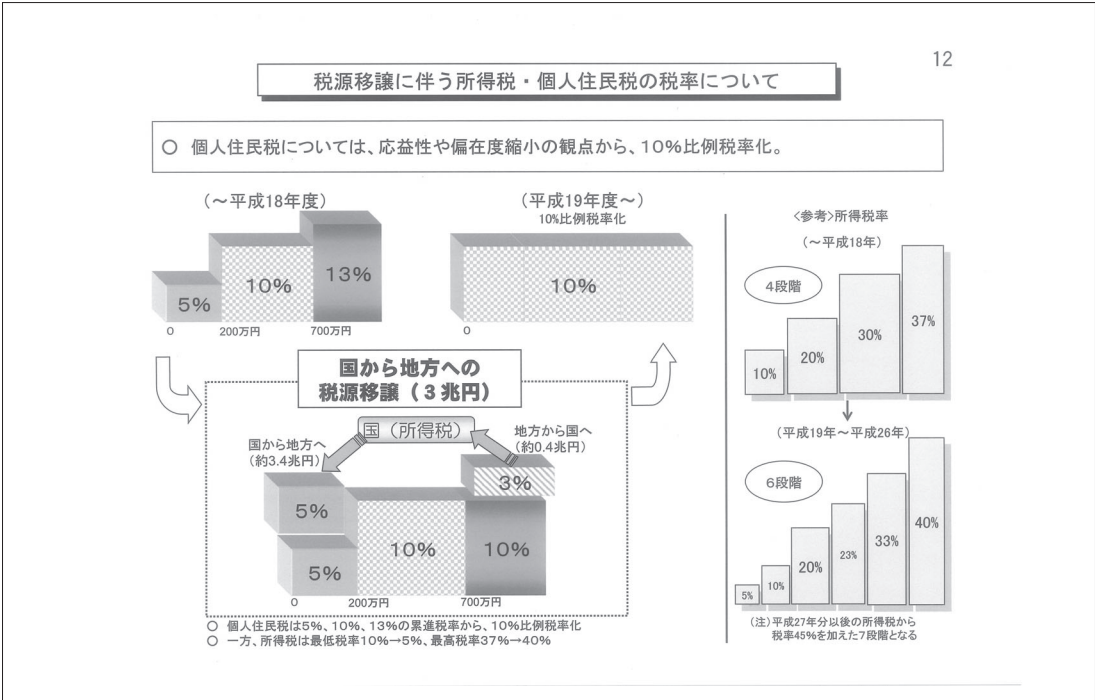


10

(資料⑪)



(資料⑫)



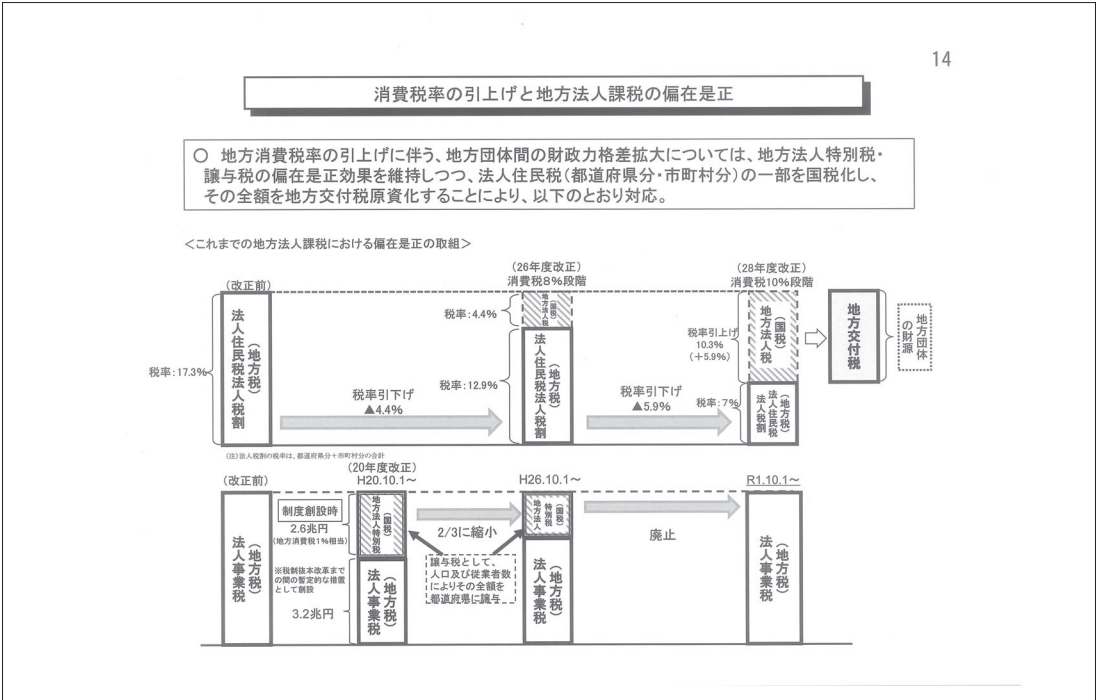
(資料⑬)

消費税率（国・地方）の引上げについて					
	～平成26年3月31日	平成26年4月1日～	令和元年		令和2年4月1日～
			～9月	10月～	
消費税(A)＋ 地方消費税(B)	5%	8%			10% (軽減税率時8%)
消費税(A)	4%	6.3%			7.8% (軽減税率時6.24%)
うち交付税分 (α)	1.18% (法定率29.5%)	1.40% (法定率22.3%)	1.47% (法定率20.8%)	1.52% (法定率19.5%)	
地方消費税(B)	1% 〔消費税額の 100分の25〕	1.7% 〔消費税額の 63分の17〕	2.2% (軽減税率時1.76%) 〔消費税額の 78分の22〕		
地方分合計 (α)+(B)	2.18%	3.10%	3.72% (※標準税率時)		

13

13

(資料⑭)



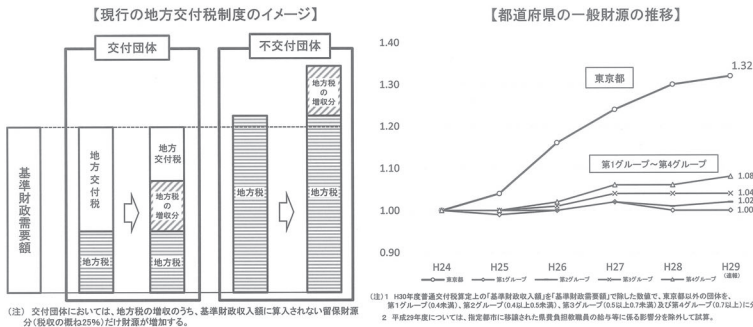
14

地域間の財政力格差の拡大

- 地方財政については、平成23年度以降、いわゆる一般財源総額実質同水準ルールがある中で、交付団体では、一般財源は微増に止まっている。
- 一方で、**不交付団体の超過財源には地方交付税の財源調整機能が及ばない**ため、不交付団体においては、**税収増により一般財源は大幅に増加**。

【経済財政運営と改革の基本方針2018(抜粋)】
(平成30年6月15日閣議決定)

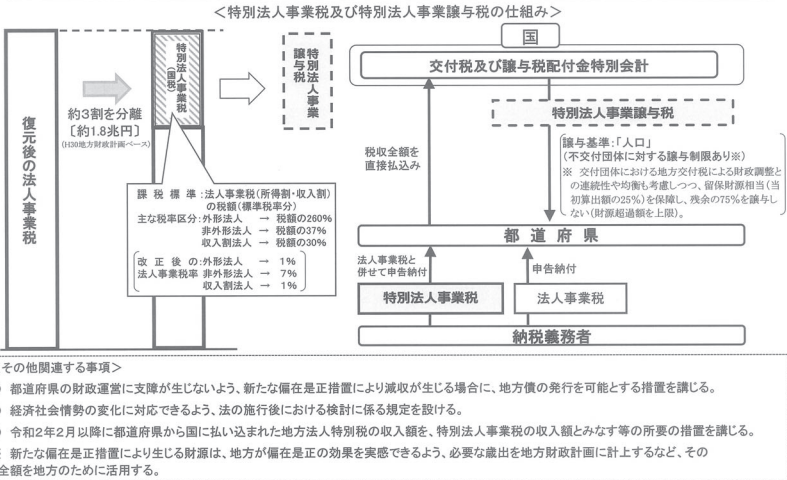
- 地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、**交付団体をはじめ地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。**



15

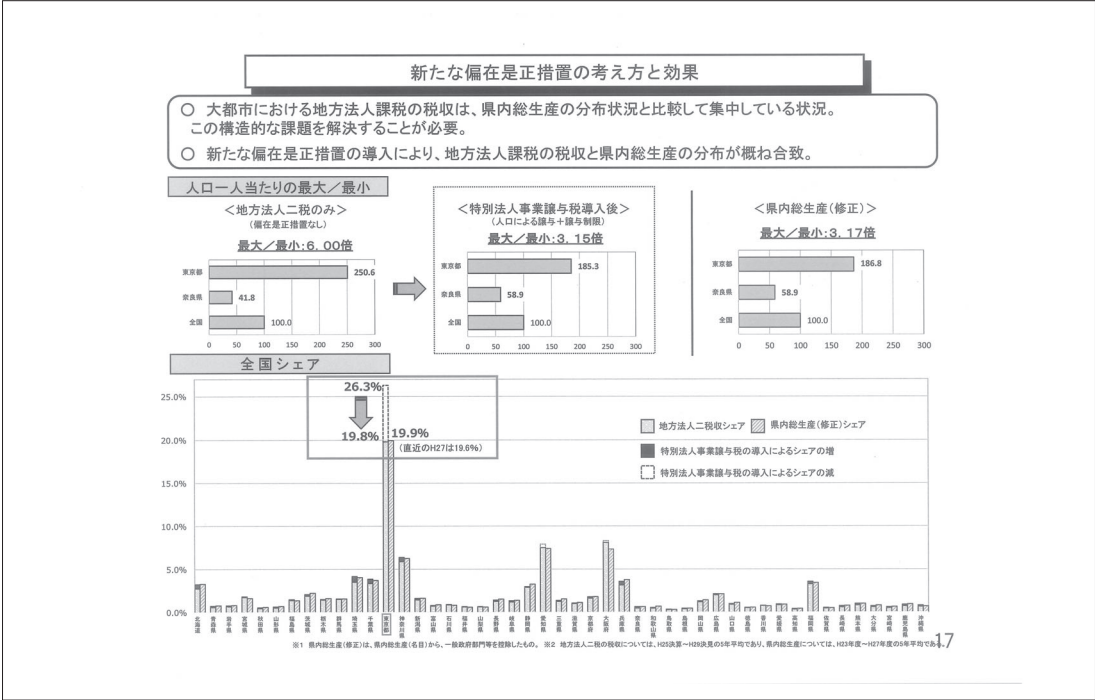
地方法人課税における新たな偏在是正措置(令和元年度改正)

- 地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、県内総生産の分布状況と比較して大都市に税収が集中する構造的な課題に対処し、都市と地方が支え合い、共に持続可能な形で発展するため、**特別法人事業税及び特別法人事業譲与税を創設**。



16

(資料⑬)



(資料⑭)



1. 固定資産税

固定資産税の概要

- 固定資産税は、シャープ勧告を契機として行われた昭和25年の地方税制度の根本的改革に伴い創設。
- 固定資産（土地、家屋及び償却資産）の保有と市町村が提供する行政サービスとの間に存在する受益関係に着目し、応益原則に基づき、資産価値に応じて、所有者に対し課税する財産税。
- どの市町村にも広く存在する固定資産を課税客体としており、税源の偏りが小さく市町村税としてふさわしい基幹税目。

区 分	固 定 資 産 税
1. 課税客体	土地、家屋及び償却資産 (土地：1億8,023万筆、家屋：5,861万棟)
2. 課税主体	全市町村（東京都23区内は東京都が課税）
3. 納税義務者	土地、家屋又は償却資産の所有者 (土地、家屋は登記簿上の所有者等を、償却資産は申告のあった所有者等を固定資産課税台帳に登録し課税) (土地：4,106万人、家屋：4,153万人、償却資産：457万人)
4. 課税標準	価格（適正な時価） ※ 土地及び家屋は3年ごとに評価替え（次回は令和3年度が評価替え年度） ※ 償却資産は、取得価額を基礎として、経過年数に応じ、定率法（旧定率法）により償却
5. 税 率	標準税率 1.4%
6. 免税点	土地：30万円、家屋：20万円、償却資産：150万円
7. 賦課期日	当該年度の初日の属する年の1月1日
8. 税 収（H30決算額）	8兆9,958億円（土地3兆4,478億円、家屋3兆8,498億円、償却資産1兆6,982億円）

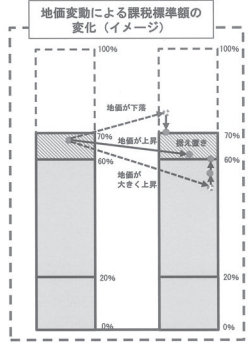
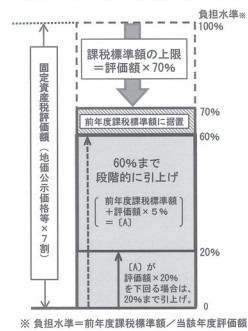
※1 税収以外のデータは、令和元年度実績。
※2 固定資産税の制度税率（2.1%）は、平成16年度の改正により廃止。
※3 税収は平成30年度決算額。

(資料②)

固定資産税の令和3年度評価替えへの対応

- 固定資産税においては、土地・家屋について、3年に1回、「評価替え」を行い、価格の変化を反映（次回は、令和3年度が評価替え年度）。
- 平成6年度以降、宅地については地価公示価格等の7割を目途として評価。
- 評価替えに際しては、価格の変動に伴う税負担の激変を緩和するための負担調整措置等も併せて検討を行い、必要な措置を講じてきており、令和3年度税制改正で令和3年度以降の負担調整措置等のあり方を検討。

【商業地等に係る課税の仕組み】

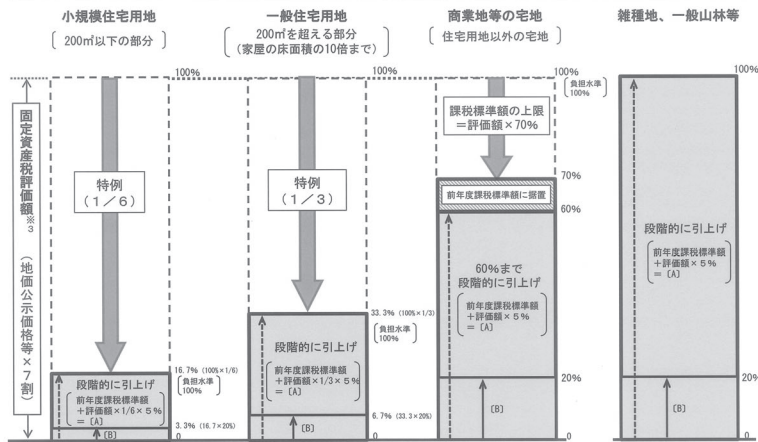


21

(資料②)

宅地等に対する固定資産税の課税の仕組み（平成30年度～令和2年度）

22

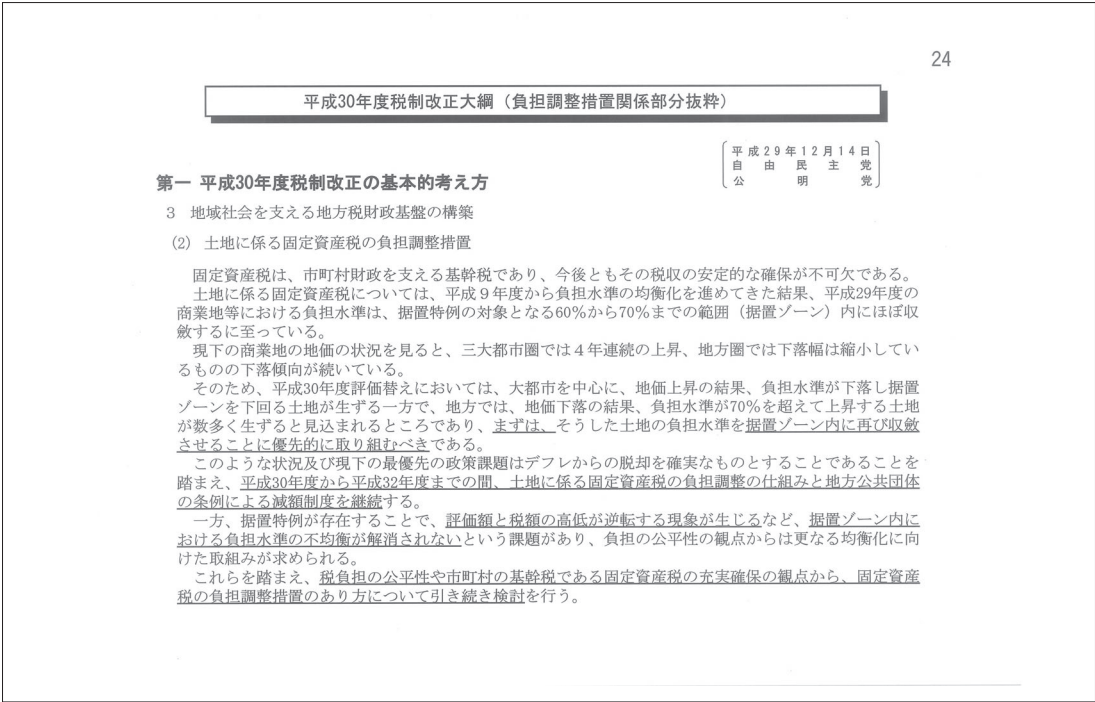


- ※1 負担水準 = 前年度課税標準額 / 当該年度評価額 (×住宅用地特例率 (1/3又は1/6))
- ※2 住宅用地、雑種地、一般山林等の課税標準額は、評価額 (又は評価額×住宅用地特例率) と (A) のいずれか低い方。商業地等の宅地の課税標準額は、評価額×70%と (A) のいずれか低い方。ただし、前年度の課税標準額が評価額の60%未満で (A) が評価額×60%を超える場合は評価額×60%、前年度の課税標準額が評価額の60%～70%の水準にある場合は前年度課税標準額に据え置き。なお、(A) が評価額 (又は評価額×住宅用地特例率) ×20%を下回る場合は、評価額 (又は評価額×住宅用地特例率) ×20%に引上げ (＝(B))。
- ※3 据置年度においても、地価が下落し課税上著しく均衡を失うと認める場合、評価額を下落修正することができる。

(資料②)



(資料②)



(資料㉓)

令和元年度税制改正における車体課税の大幅見直し（全体像）

- 消費税率10%への引上げにあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化するとともに、国内自動車市場の活性化と新車代替の促進による燃費性能の優れた自動車や先進安全技術搭載車の普及等を図る。これにより、税制技術改革法以来の累次の与党税制改正大綱において懸案事項とされてきた車体課税の見直しについては、最終的な結論を得たところである。
- 恒久減税による地方税の減収については、エコカー減税等の見直しや国税から地方税への税源移譲により、これに見合った地方税財源を確保することとする。これにより、地方における社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業の二一スにしっかりと対応する。

保有課税の恒久減税

- 自動車税種別割の税率引下げ(恒久減税) 1,320億円程度(平年度ベース)
 - ・ 令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車(登録車)から引下げ。
 - ・ 軽自動車税種別割の税率は、変更しない。
- 地方税財源の確保 1,320億円程度(平年度ベース)
 - ・ グリーン化特例・軽課(自動車税種別割・軽自動車税種別割)
 - ・ エコカー減税(自動車重量税・自動車取得税)
 - ・ 環境性能割(自動車税)

対象の重点化、基準の見直し等

 - ・ 都道府県自動車重量譲与税制度の創設(自動車重量税の譲与割合の引上げ)
 - ・ 揮発油税から地方揮発油税への税源移譲

環境性能割の臨時的軽減

500億円程度(令和元、2年度の合計)

- ① 消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(登録車及び軽自動車)について、環境性能割の税率を1%分軽減する。(例:税率3%→税率2% 等)
- ② ①による地方税の減収については、地方特例交付金により、全額国費で補填する。

27

(資料㉔)

自動車関係諸税の課税のあり方の検討

28

- ◎平成31年度与党税制改正大綱(平成30年12月14日自由民主党・公明党) (抄)
- ◎令和2年度与党税制改正大綱(令和元年12月12日自由民主党・公明党) (抄)

第三 検討事項(抄)

- 6 自動車関係諸税については、技術革新や保有から利用への変化等の自動車を取り巻く環境変化の動向、環境負荷の低減に対する要請の高まり等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、その課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。

地方の意見

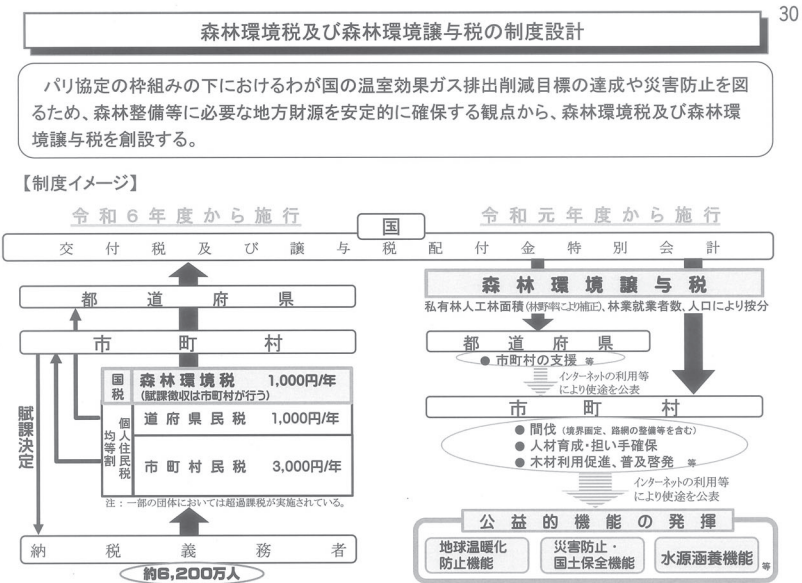
- 全国知事会「令和2年度税財政等に関する提案(抄)」(令和元年11月)
・・・今後、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災事業などに対する財政需要が一層高まっていくと見込まれる中で、特に、自動車税は道路損傷負担金的人格も有するとされている都道府県の基幹税であり、税源の乏しい地方にとって貴重な自主財源となっていることや、車体課税に係る地方税収は2009年度(平成21年度)の自動車取得税へのエコカー減税の導入等により大幅に減少してきていることなどを考慮し、税源を確保するなど、地方財政に影響を与えないよう留意すべきである。
- 全国市長会「令和2年度都市税制改正に関する意見(抄)」(令和元年10月)
道路・橋梁等の老朽化対策など社会インフラ財源の確保は、都市自治体の喫緊の課題であり、財政需要が今後とも増嵩していくことから、自動車関係諸税は都市自治体の行政サービスの貴重な財源になっており、そのあり方の検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼさないようにすること。
- 全国町村会「令和2年度税制改正に関する要望(抄)」(令和元年11月)
道路・橋梁等の更新・老朽化対策や防災・減災事業が確実に実施できるよう、社会インフラ財源の確保は極めて重要である。
自動車関係諸税の在り方について今後検討を行う場合には、地方税収の安定的な確保を前提としつつ、地方の生活の足となっている自動車の利用実態を考慮すること。

(資料②)

3. 森林環境税

29

(資料③)



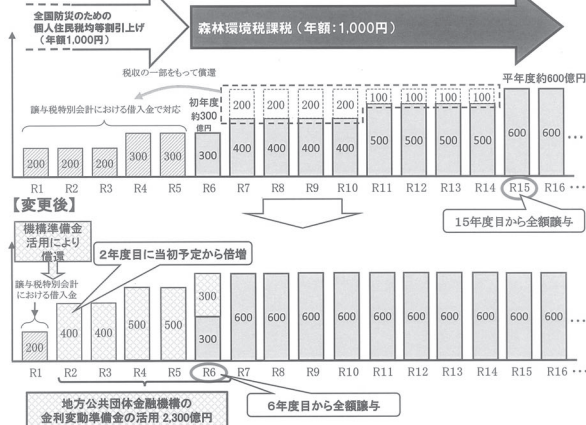
(資料31)

森林環境譲与税の増額

- 令和元年台風15号において倒木による停電被害が拡大したことをはじめ、近年、森林の保水力が低下したことなどにより洪水氾濫、山腹崩壊、流木被害などの甚大な被害が発生しており、森林整備の促進が喫緊の課題
- このため、地方公共団体金融機構の金利変動準備金を2,300億円活用し、交付税特別会計における譲与税財源の借入れを行わないこととした上で、森林環境譲与税の譲与額を前倒しで増額することにより、森林整備などを一層推進

【現行】

【森林整備の推進】



林業を志す人への研修

31

(資料32)

森林環境譲与税の取組事例集(令和元年度)

32

森林整備



(森林施業の様子)

○森林組合と連携した森林整備
(兵庫県養父市)

手入れ不足の森林の解消を図るため、市が初年度の試行的な取組として、森林組合と連携して、森林の経営管理権(5年)を取得したうえで、非経済林の保育間伐を実施(令和元年度は約100haを予定)。この実施結果を活かし、次年度以降の森林整備等を円滑に実施するよう対策を講じる。



(森林施業の様子)

○手入れ不足の森林の整備支援
(和歌山県かつらぎ町)

町面積の50%を占める人工林について、所有者の高齢化や経営意欲の減退、急斜面等が原因で手入れ不足の森林が増加。

森林災害の防止等を図るため、木材搬出が困難な森林での間伐や災害等で不通となった作業道の復旧支援を実施。

木材利用

○木材利用への積極的な取組
(神奈川県川崎市)

公共施設の一部木質化、不特定多数が利用する民間建築物の木質化支援、林産地自治体や企業等と連携した木育イベントの開催等を実施。



(公共施設の木質化のイメージ)

人材育成

○森林整備人材育成講座の開催
(愛知県岡崎市)

森林所有者や自伐林家、ボランティア活動等を行っている人工林の整備に関心のある方を対象に、森林整備に関する基礎的知識やチェーンソーの取扱い、安全な伐倒技術等を学ぶ講座を開催。



(人材育成講座の様子)

普及啓発

○小中学校の授業における森林環境教育
(岩手県西和賀町)

町内の小中学校の授業の一部に森林環境教育を取り入れ、講義だけではなく、実際に木を切る体験を組み合わせ、木に直接触れ、木を身近に感じ、記憶に残りやすい授業を実施。



(体験授業の様子)

4. 新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置

新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置について（地方税関係）

総務省
令和2年4月

1 徴収の猶予制度の特例

- 収入が大幅に減少（前年同期比概ね 20%以上の減少）した場合において、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予できる特例を設ける。

※ 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用。

2 固定資産税

◎ 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税等の軽減措置

- 厳しい経営環境にある^(※)中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準を2分の1又はゼロとする。

※ 令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

◎ 生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

- 新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象に一定の事業用家屋及び構築物を加える。また、生産性向上特別措置法の改正を前提に、適用期限を2年延長する。
- 今回の拡充・延長による減収額については、全額国費で補填する。

3 自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

- 自動車税・軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置の適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。
- この措置による減収額については、全額国費で補填する。

4 その他

- イベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した者への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応
- 住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応
- 耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化

(資料㉔)

徴収の猶予制度の特例

- イベントの自粛要請や入国制限措置など、新型コロナウイルスの感染拡大防止のための措置に起因して多くの事業者の収入が急減しているという現下の状況を踏まえ、地方税においても、無担保かつ延滞金なしで1年間、徴収猶予を適用できる特例を設ける。

※ 基本的に全ての税目が対象(証紙徴収による地方税は除く)。

※ 本特例は、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する地方税について適用する。その際、施行日前に納期限が到来している地方税についても遡及して適用できることとする。

現 状(財産の損失が生じていない場合(注))	特 例
○ 事業につき著しい損失を受けた場合で、一時に納付・納入することができないと認められるときに、徴収を猶予。	○ 令和2年2月から納期限までの一定の期間(1か月以上)において収入が大幅に減少(※)した場合について徴収を猶予。 ※ 前年同期比概ね20%以上の減 ※ 一時に納付・納入が困難と認められる場合に適用
○ 原則として、担保の提供が必要。	○ 担保は不要。
○ 延滞金は軽減(年1.6%)。	○ 延滞金は免除。

(注) 新型コロナウイルス感染症の影響により財産に損失が生じた場合は現状でも延滞金は免除。

35

(資料㉕)

中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る
固定資産税及び都市計画税の軽減措置

36

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置に起因して、厳しい経営環境に直面している中小事業者等に対して、償却資産と事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を軽減する。この措置による固定資産税及び都市計画税の減収額については、全額国費で補填する。

対 応

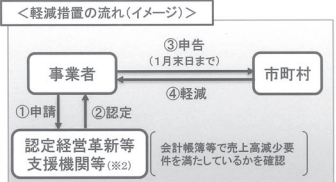
- 以下の要件を満たす中小事業者等^(※1)(原則として業種限定せず)を対象とし、以下に掲げる割合に軽減する。

(※1) 「中小事業者等」とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本金又は出資金を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

令和2年2月～10月までの任意の3ヶ月間の売上高が、前年の同期間と比べて、

30%以上50%未満減少している者	2分の1
50%以上減少している者	ゼロ

- 償却資産と事業用家屋を対象とする。
- 令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等^(※2)の認定を受けて各市町村に申告した者に適用する。虚偽の記載をした場合の罰則を設ける。
- 当該措置は令和3年度の課税分に限定。



(※2) 税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関など(税理士、公認会計士、弁護士など)

(資料⑤)

生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充・延長

生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、適用対象を拡充するとともに、適用期限を2年延長する。

今回の拡充・延長による固定資産税の減収額については、全額国費で補填する。

現行制度	対応
○ 以下の設備投資が対象。 機械及び装置、器具及び備品、工具、建物附属設備。 ※旧モデル比で生産性(単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等)が年平均1%以上向上する一定のもの。 ※中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。 ○ 生産性革命・集中投資期間(平成30年度～令和2年度)に限定。	○ 対象資産に、事業用家屋と構築物を追加。 - 事業用家屋は取得価額の合計額が300万円以上の先端設備等とともに導入されたもの。 - 構築物は旧モデル比で生産性が年平均1%以上向上する一定のもの。 ※事業用家屋・構築物ともに、中小事業者等の認定先端設備等導入計画に位置付けられたもの。 ○ 生産性向上特別措置法の改正を前提に令和4年度までの2年間に限り延長。

※特例率は現行と同様に、3年間、ゼロ以上1/2以下で市町村の条例で定める割合。

37

(資料③)

自動車税・軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長

38

現行制度																			
対 象	令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車(新車・中古車)																		
措置内容	自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減 〔登録車〕 <table><tr><th>税率</th><th>臨時的軽減</th></tr><tr><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>1.0%</td><td>非課税</td></tr><tr><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr><tr><td>3.0%</td><td>2.0%</td></tr></table> 〔軽自動車〕 <table><tr><th>税率</th><th>臨時的軽減</th></tr><tr><td>非課税</td><td>非課税</td></tr><tr><td>1.0%</td><td>非課税</td></tr><tr><td>2.0%</td><td>1.0%</td></tr></table> ※ 環境性能割については、新車・中古車を問わず対象。 ※ 免税点は50万円(中古車については、全体の約9割が非課税)。 この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、地方特例交付金により全額国費で補填。	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%	3.0%	2.0%	税率	臨時的軽減	非課税	非課税	1.0%	非課税	2.0%	1.0%
税率	臨時的軽減																		
非課税	非課税																		
1.0%	非課税																		
2.0%	1.0%																		
3.0%	2.0%																		
税率	臨時的軽減																		
非課税	非課税																		
1.0%	非課税																		
2.0%	1.0%																		
対応	○ 自家用乗用車(登録車及び軽自動車)を取得した場合、自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減する特例措置について、その適用期限を6月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とする。 ○ この措置による自動車税及び軽自動車税の減収額については、全額国費で補填する。																		

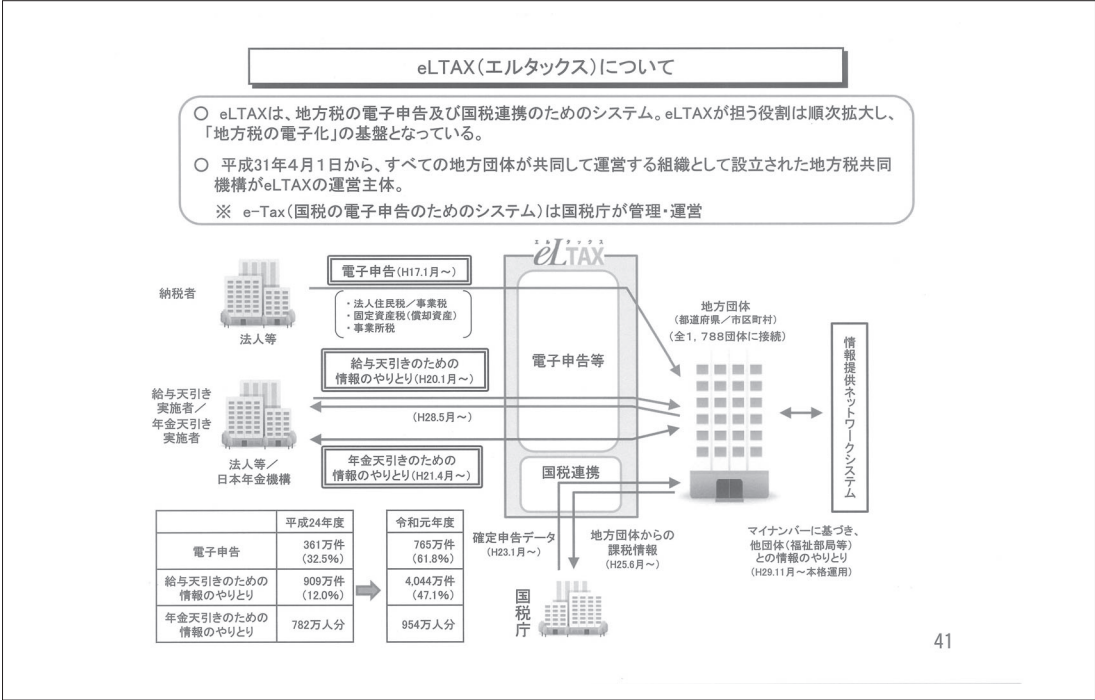


各論②: 地方税務手続きの電子化

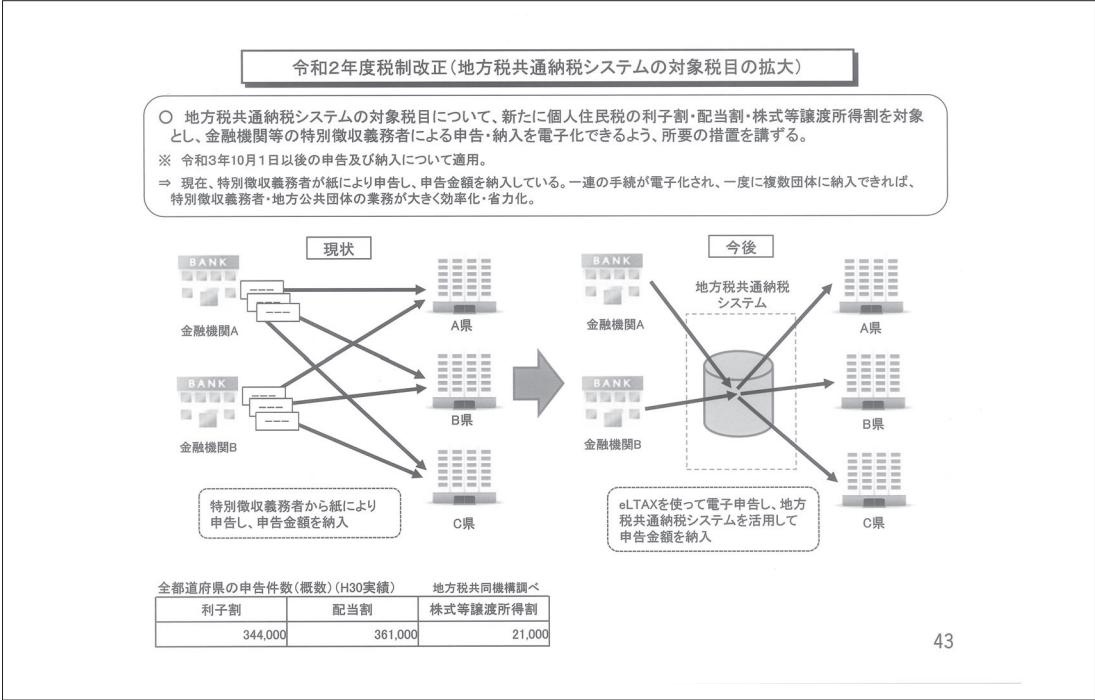
ICT化の進展に対応した主な施策(地方税)

年度	法人申告	給与支払報告書 公的年金等支払報告書	公的年金からの 個人住民税の特別徴収	国税連携	個人住民税の 特別徴収税額通知	自動車税	固定資産税(償却 資産)	電子納税
H16 ～ H21	法人住民税、法人 事業税の申告開始 (H16～) 事業所税の申告 開始(H19～) 法人設立届等の 提出開始(H19～)	給与支払報告書・公 的年金等支払報告書 の申告開始(H19～)	公的年金の特別 徴収データの通 達開始(H21～)			OSS(自動車保有 関係手続のフ ンストップサービ ス)による、自動 車税、自動車取 得税申告開始(新 車新規のみ) (H17～)	固定資産税(償却 資産)の申告開始 (H16～)	
H22	全地方団体がeLTAXに接続							
				所得税確定申告 書の連携開始				
H25		一定規模以上の事業 者に対し給与支払報 告書・公的年金等支 払報告書の電子的提 出を義務化		法定調書の連携 開始 扶養真正情報の 連携開始				
H27						JNKS(自動車税納 付確認システム) 運用開始		
H28		源泉徴収票・給与支 払報告書の電子的 提出を一元化			特別徴収税額通知 (特徴義務者用)の 電子化			
H29				源泉徴収義務者 情報の連携開始		中古車新規登録、移 転登録、変更登録、 抹消、継続検査も対 象		
R1								地方税共通納税 システムの導入 (R1.10)
R2	大法人に係る 電子申告義務化 (R2.4.1)	給与支払報告書・公 的年金等支払報告書 の電子的提出基準の 引下げ(R3.1.1)						
R3								金融所得課税に 係る申告・納入 手続の電子化 (R3.10)

(資料④)



(資料43)



(資料45)

令和2年度税制改正（固定資産税（償却資産）の電子申告率の向上に向けた環境整備）

- 固定資産税（償却資産）の電子申告について、納税者・地方公共団体双方の事務の簡素化・効率化の一層の促進に向け、eLTAXの利便性や機能の改善等を進め、電子申告率の向上に資するよう環境整備を図る。

背景

- 地方税の電子申告については、全ての地方公共団体が対応し、利用率も着実に向上しているが、固定資産税（償却資産）の電子申告については、他の税目に比して、その利用率が低い状況にある。
○ また、納税者・地方公共団体双方から、申告事務手続きの簡素化・効率化を望む声が多い。

【電子申告率】

税目	令和元年度
法人道府県民税・法人事業税・地方法人特別税	73.7%
法人市町村民税	72.9%
固定資産税（償却資産）	37.0%

※ 上記電子申告率は、総務省調査による。

【日本税理士会連合会・令和2年度税制改正建議書（抜粋）】

申告事務手続きの効率化に資するシステムの構築

（略）…納税者・課税庁双方について、申告・納税に係る電子的な環境の整備が必要である。例えば、eLTAXにおいて、複数課税庁に一括電子申告が可能なシステムや形式的なエラーチェック機能を導入すべきであり、また、地方税共通納税システムにおいて、対象税目を拡大するとともに、電子的な納税通知書を作成・送付する仕組み等を検討すべきである。



固定資産税（償却資産）の電子申告について、納税者・地方公共団体双方にメリットのある申告事務
手続の簡素化・効率化を図るため、以下のeLTAXの改良を実施。
・ 複数課税庁への一括電子申告の改良
・ エラーチェック機能の強化

45

(資料46)

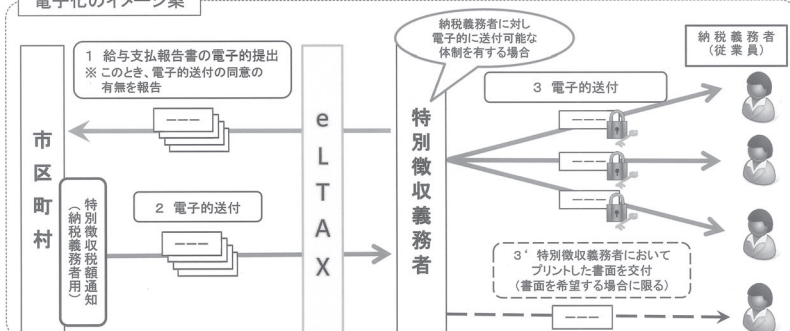
令和2年度税制改正（特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化）

46

○令和2年度税制改正大綱（抄）（令和元年12月12日 自由民主党・公明党）

給与所得に係る個人住民税の特別徴収税額通知（納税義務者用）の電子化については、地方公共団体及び特別徴収義務者の理解を得ることに留意しつつ、個人情報の適正な取扱いを確保した上で、個々の納税義務者に電子的に送付することができる体制を有する特別徴収義務者に対してeLTAXを経由し送付する仕組みの導入に向けた取組みを進める。

電子化のイメージ案



ICTによる収納手段の多様化

- 従来から行われてきた口座振替に加えて、コンビニ納税(平成15年度)、クレジットカード納付(平成18年度)など累次の制度改正により、収納手段は多様化しており、特に、個人向けの利便性は向上。
※ 例えば、コンビニ納税には、平成30年度時点で、全ての都道府県、7割弱の市町村が対応している。
- 個人向け税目については、ICTによる収納手段の多様化によって、個人が様々な方法で納税できる環境を構築することが重要。個人を取り巻くICT環境の変化に対応し、また、普及が進んでいるスマートフォンやタブレット型端末を活用していくことが見込まれ、更なる収納手段の多様化を推進。

<令和元年度における収納手段の状況>

		口座振替	コンビニ収納	クレジットカード納付	ペイジー(MPN)
都道府県	対応団体	47団体	47団体	43団体	37団体
	利用件数	785万件	2,257万件	202万件	784万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.1倍	1.38倍	8.42倍	1.45倍
市区町村	対応団体	1,736団体	1,224団体	221団体	70団体
	利用件数	1億2,483万件	8,589万件	89万件	313万件
	利用件数における平成24年度との比較	1.05倍	1.77倍	14.83倍	2.95倍

※ ペイジーによる納付とは、収納機関と金融機関を共同のネットワークで結ぶ『マルチペイメントネットワーク(MPN)』を活用して、パソコンやスマートフォンや携帯電話、ATMから支払うことができるサービスをいう。

國際課稅關係資料

財務省主税局参事官室

目 次

(国際課税資料1)	第I部	63
(国際課税資料2)	BEPS プロジェクト	64
(国際課税資料3)	「BEPS プロジェクト」について①	64
(国際課税資料4)	「BEPS プロジェクト」について②	65
(国際課税資料5)	BEPS 包摂的枠組み (Inclusive framework on BEPS) 参加国・地域 (2020年1月現在)	65
(国際課税資料6)	「BEPS プロジェクト」の三本柱	66
(国際課税資料7)	「BEPS プロジェクト」最終報告書の概要	66
(国際課税資料8)	経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題	67
(国際課税資料9)	経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題	67
(国際課税資料10)	OECD を中心とした検討の経緯	68
(国際課税資料11)	「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに 基づく解決策の策定に向けた作業計画」の概要(2019年6月)	68
(国際課税資料12)	経済のデジタル化に伴う課税上の課題： 解決策の「制度の大枠」等 (2020年1月)	69
(国際課税資料13)	第1の柱 国際課税原則の見直し (市場国に対し適切に 課税所得を配分するためのルールの見直し)	69
(国際課税資料14)	第1の柱 (イメージ)	70
(国際課税資料15)	第1の柱 (概要)	70
(国際課税資料16)	第1の柱：市場国への新たな課税権の配分	71
(国際課税資料17)	第1の柱：市場国での販売活動等に係る移転価格ルールの 定式化等	71
(国際課税資料18)	第1の柱の11の構成項目(「ビルディング・ブロック」)	72
(国際課税資料19)	第1の柱：利益Aの適用のプロセス①	72
(国際課税資料20)	第1の柱：利益Aの適用のプロセス②	73
(国際課税資料21)	第1の柱：構成項目(「ビルディング・ブロック」)の主な論点①	73
(国際課税資料22)	第1の柱：構成項目(「ビルディング・ブロック」)の主な論点②	74
(国際課税資料23)	第1の柱：構成項目(「ビルディング・ブロック」)の主な論点③ (利益B、税の安定性、実施及び運用)	74
(国際課税資料24)	暫定的措置 (デジタル課税) に関する諸外国の主な動き (2020年8月19日時点)	75
(国際課税資料25)	第II部	75
(国際課税資料26)	第2の柱 軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入	76
(国際課税資料27)	第2の柱：軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入	76
(国際課税資料28)	第2の柱：主要な2つのルール (イメージ)	77
(国際課税資料29)	第2の柱：所得合算ルールの概要①	77
(国際課税資料30)	第2の柱：所得合算ルールの概要②	78

(国際課税資料31)	第2の柱：所得合算ルールの概要③	78
(国際課税資料32)	第2の柱：軽課税支払ルールの概要	79
(国際課税資料33)	第2の柱の各ルール	79
(国際課税資料34)	第2の柱の構成項目(「ビルディング・ブロック」)	80
(国際課税資料35)	第2の柱：構成項目(「ビルディング・ブロック」)の主な論点①	80
(国際課税資料36)	第2の柱：構成項目(「ビルディング・ブロック」)の主な論点②	81
(国際課税資料37)	今後について	81
(国際課税資料38)	ムニューシン米国財務長官からの書簡の概要(報道ベース)	82
(国際課税資料39)	G20 財務大臣・中央銀行総裁会議コミュニケ (2020年7月18日(オンライン会合))	82
(国際課税資料40)	経済のデジタル化に伴う課税上の課題：今後の主な日程について	83
(国際課税資料41)	令和2年度与党税制改正大綱 (抜粋：経済のデジタル化に伴う課税上の対応)	83

経済のデジタル化に伴う 課税上の課題への対応

令和2年9月

(国際課税資料1)

第 I 部

BEPSプロジェクト

2

「BEPSプロジェクト」について①

○ BEPSプロジェクトとは(BEPS:Base Erosion and Profit Shifting)

- ・ BEPSプロジェクトは、公平な競争条件(Level Playing Field)の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うこと(BEPS)がないよう、国際課税ルール全体を見直し、世界経済並びに企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・グローバル企業の透明性を高めることを目指すプロジェクト。

○ 背景

- ・ グローバルな経済活動、ローカルな課税：企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、電子商取引も急増するなど、グローバルなビジネスモデルの構造変化が進む中、この構造変化に各国の税制や国際課税ルールが追いつかず、多国籍企業の活動実態とルールの間にずれが生じていた(二重非課税という課題の重要化)。
- ・ 負担の公平性：各国がリーマンショック後に財政状況を悪化させ、より多くの国民負担を求める中、多国籍企業の課税逃れに対する批判が高まった。

3

「BEPSプロジェクト」について②

○ 経緯

2012年6月 OECD租税委員会(当時の議長:浅川元財務官)が本プロジェクトを立ち上げ。

2013年7月 G20財務大臣からの要請も受け、「BEPS行動計画」を公表。行動計画の実施に当たり、OECD非加盟のG20メンバー8カ国(中国、インド、南アフリカ、ブラジル、ロシア、アルゼンチン、サウジアラビア、インドネシア)も議論に参加。

2014年9月 「第一弾報告書」公表。

2015年10月 「最終報告書」を公表。

同年11月 G20サミットにも報告し、首脳からは、支持とともに、合意事項を着実に実施するよう強い要請があった。

2016年6月 京都において、BEPS合意事項を実施に移すための「BEPS包摂的枠組み」を立ち上げ、参加国を大幅に拡大。(現在約140カ国)

○ 現在の取組(BEPS実施フェーズ)

- ・ BEPS実施フェーズにおける取組として、現在以下の主要課題に対処。
 - ① 各国による合意事項の実施状況のモニタリング ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会におけるモニタリングを実施中。
 - ② 残された課題についての、継続検討 ⇒ BEPS包摂的枠組みの下、各作業部会で議論を継続。
 - ③ 開発途上国を含む幅広い国と関係機関が協調する枠組み(技術支援等を含む)の構築
⇒ IMF、OECD、国連、世銀等の国際機関並びに先進国及び開発途上国の協調の場としての「税に関する協働のためのプラットフォーム」の設置
- ・ 上記の取組みはG7・G20等で主要議題として取り上げられてきており、日本としても、2016年のG7議長国や2019年のG20議長国として、各国との協調をリード。

4

BEPS包摂の枠組み(Inclusive framework on BEPS)参加国・地域

(2020年1月現在)

OECD加盟国 (36カ国)		OECD非加盟国 = BEPS Associate	
京都条約(2016年6月) 以前から参加していた国 (10カ国)		京都条約及び合会后に参加した国・地域 (91カ国・地域)	
オーストラリア フランス イタリア 英国 韓国 トルコ	カナダ ⑩ドイツ 日本 米国 メキシコ	【京都条約に参加】 アルゼンチン ブラジル インド ●中国 インドネシア ロシア サウジアラビア 南アフリカ ペナン コンゴ ガボン マラウイ マルタ ブルルundi シンガポール ブルネイ クワタラ ジョージア ジャージー モナコ ルーマニア スリランカ 【京都条約に参加】 ブルガリア キューバ ガーナ ケニア ●ナイジェリア サンマリノ ウルグアイ ブルキナファソ DRコンゴ ハイチ リベリア パキスタン セネガル カメルーン エジプト 香港 リヒテンシュタイン バプアニューギニア シエラレオネ	
G20メンバー			
ニュージーランド ノルウェー イスラエル ベルギー フィンランド オーストラリア スウェーデン ギリシャ チロ ポーランド エストニア スイス ラトビア	チリ アイスランド オランダ ルクセンブルク スウェーデン デンマーク ポルトガル アイルランド ハンガリー スロヴァキア スロベニア ラトビア	【京都条約に参加】 ヨロバニア コスタリカ モリシャス タイ セントクリストファー・ネイビス グレナダ アンギラ アルバ アンティグア・バーブーダ フェロー諸島 ボスニア・ヘルツェゴビナ モンテネグロ アンゴラ ケイマン諸島 ジャマイカ モンセラト ウクライナ バハマ諸島 セントルシア ドミニカ共和国 グリーンランド ホンジュラス ペリウ バルバドス タックス・カイコス パナマ ベトナム カタール ザンビア バーレーン ドミニカ セントピセント及びグレナディーン諸島 アルメニア アルバニア バミューダ諸島 コトジボワール カザフスタン ペルー モザンビーク チュニジア モンゴ アラブ首長国連邦 カーボベルデ クック諸島 モロッコ エスワティニ ヨルダン	

注1: メンバー国・地域は、対等な立場(equal footing)で議論・議決に参加し、合意事項全体にコミットする。
 注2: ⑩はBEPS包摂の枠組み運営会合メンバー(2020年)の出身国。⑩は議長出身国、●は議長代理出身国。

「BEPSプロジェクト」の三本柱

【実質性】

A. グローバル企業は払うべき(価値が創造される)ところで税金を支払うべき

(企業が調達・生産・販売・管理等の拠点をグローバルに展開し、グループ内取引を通じた租税回避のリスクが高まる中、経済活動の実態に即した課税を重視するルールを策定)

【透明性】

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上

(グローバル企業の活動・納税実態の把握のための各国間の情報共有等の協調枠組みを構築等)

【予見可能性】

C. 企業の不確実性の排除

(租税に係る紛争について、より効果的な紛争解決手続きを構築するとともに、BEPSプロジェクトの合意の迅速な実施を確保)

6

「BEPSプロジェクト」最終報告書の概要

A. グローバル企業は払うべき(価値が創造される)ところで税金を支払うべきとの観点から、国際課税原則を再構築【実質性】

(1) 電子経済の発展への対応

電子経済に伴う問題への対応について、海外からのB2B取引及びB2C取引に対する消費課税のあり方等に関するガイドラインをそれぞれ策定した。

行動1 電子経済の課税上の課題への対応 → 国境を越えた役務の提供に対する消費税の課税方式を見直し(27年度改正)

(2) 各国制度の国際的一貫性の確立

各国間の税制の隙間を利用した多国籍企業による租税回避を防止するため、各国が協議して国内税制の国際的整合を図った。

行動2 ハイブリッド・ミスマッチの無効化 → 27年度改正で対応済

行動3 外国子会社合算税制の強化 → 租税回避リスクを外国子会社の個々の活動内容により把握するよう見直し(29年度改正)

行動4 利子控除制限 → 24年度に導入した通大支払利子税制について見直し(令和元年度改正)

行動5 有償税制への対抗 → 既存の枠組みで対応

(3) 国際基準の効果の回復

伝統的な国際基準(モデル租税条約・移転価格ガイドライン)が近年の多国籍企業のビジネスモデルに対応できていないことから、「価値創造の場」において適切に課税がなされるよう、国際基準の見直しを図った。

行動6 条約濫用の防止 → 租税条約の拡充(含行動⑤)の中で対応

行動7 人為的なPE認定回避 → 租税回避の防止等のためPEの範囲を見直し(30年度改正)

行動8-10 移転価格税制と価値創造の一致 → 特に無形資産の取扱いについて見直し(令和元年度改正)

B. 各国政府・グローバル企業の活動に関する透明性向上 【透明性】

(4) 透明性の向上

多国籍企業による租税回避を防止するため、国際的な協調のもと、税務当局が多国籍企業の活動やタックス・プランニングの実態を把握できるようにする制度の構築を図った。

行動5 ルーリング(企業と当局間の事前合意)に係る自発的情報交換

行動11 BEPS関連のデータ収集・分析方法の確立

行動12 タックス・プランニングの職務的開示 → 法改正の要否を含め検討

行動13 多国籍企業情報の報告制度

(移転価格税制に係る文書化) → 28年度改正で対応済み

C. 企業の不確実性の排除 【予見可能性】

(5) 法的安定性の向上

BEPS対抗措置によって予期せぬ二重課税が生じる等の不確実性を排除し、予見可能性を確保するため、租税条約に関連する紛争を解決するための相互協議手続きをより実効的なものとするを図った。

行動14 より効果的な紛争解決メカニズムの構築 → 租税条約の拡充(含行動⑤)の中で対応

(6) BEPSへの迅速な対応

BEPS行動計画を通じて策定される各種勧告の実施のためには、各国の二国間租税条約の改正が必要なものがあるが、世界で無数にある二国間租税条約の改定には膨大な時間を要することから、BEPS対抗措置を効率的に実現するための多数国間協定を2016年末までに策定する。

行動15 多数国間協定の開発 → 参加(31年1月に発効)

7

経済のデジタル化に伴う 国際課税上の課題

8

経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題

① 国際課税原則の現代化の必要性

➤ 「PEなければ課税なし」

国内に外国企業の支店・工場等の物理的拠点(PE: Permanent Establishment)がある場合にのみ、その外国企業の事業所得に課税することができる。

➡ 経済のデジタル化の進展により、市場国にPEを置かずにビジネスを行う企業が出現。市場国で課税が行えない事例が顕在化。

➤ 「独立企業原則」に基づく利益配分ルール

多国籍企業グループ内部の国際取引では、その取引価格について、独立した企業同士であれば成立したであろう「通常の価格(独立企業間価格)」で取引が行われたものとみなして各グループ企業の所得を計算する(多国籍企業の利益を各国間で配分するルールとして機能)。

➡ 経済のデジタル化の進展により、多国籍企業が国境をまたいで行うグループ内における取引(無形資産取引を含む)を増大させており、独立企業間価格の算定が困難となってきている。

② 軽課税国へのBEPSリスクの増大

➡ 経済のデジタル化の進展により、ビジネスにとって無形資産の重要性が増大。関連企業間の取引等を通じて、利益等を軽課税国に移転することが容易になっている。

9

OECDを中心とした検討の経緯

2015年10月

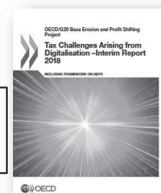
「BEPS行動計画 1 最終報告書 デジタル経済の課税上の課題への対応」

- 経済全体が急速にデジタル化する中、税の観点からデジタル経済をその他の経済と区別することは困難。法人課税については2020年まで作業を継続することに合意。

2018年 3 月

「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に係る中間報告書」

- 2020年までにコンセンサスに基づいた解決策の取りまとめに向けて作業を進める（2019年にアップデートを行う）ことに合意。



2019年 6 月

「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」

- 解決策の論点と今後の検討作業を取りまとめ、2020年末までに最終報告書を取りまとめるためこれらの作業の実施に合意。

10

「経済のデジタル化に伴う課税上の課題に対する コンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」の概要（2019年 6 月）

- BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクト参加国（約140の国・地域）の間で議論しており、2019年6月のG20財務大臣会合（於：福岡）及びG20サミット（於：大阪）に本作業計画を提出・承認。
- 本作業計画では、以下の2つの柱からなる解決策について検討し、2020年1月に解決策の制度の大枠について合意の上、2020年末までに最終報告書を取りまとめることとしている。

解決策の2つの柱

第1の柱：

市場国に対し適切に課税所得を
配分するためのルールの見直し

第2の柱：

軽課税国への利益移転
に対抗する措置の導入

11

経済のデジタル化に伴う課税上の課題： 解決策の「制度の大枠」等(2020年1月)

1月末のBEPS包摂的枠組み会合で合意された2つの文書

① 第1の柱(国際課税原則の見直し)の統合的アプローチに係る「制度の大枠」

- ・「統合的アプローチ」を今後の交渉の基礎として承認。これに従い、作業計画を改訂。
- ・税の安定性向上が必要であり、効果的かつ拘束的な紛争防止・解決メカニズムの導入を検討。
- ・解決策の合意の際には、一方的措置を撤回する旨を約束することが期待される。
- ・第1の柱を「セーフハーバー」(企業の選択制)とする提案に関して、制度上の論点を検証。

② 第2の柱(軽課税国への利益移転への対抗)の進捗報告書

- ・「所得合算ルール」等の検討作業の進捗を歓迎。
- ・政策目的について見解の相違があるほか、実効税率の算定方法や最低税率の数値等の多くの課題について今後検討。

BEPS包摂的枠組みのステートメント

- ・2020年末までのコンセンサスに基づく解決策の合意へのコミットを確認。
- ・第1の柱を「セーフハーバー」とする米国の提案には多くの国が懸念を表明。
- ・上記のほか、義務的な紛争解決策の採否や適用範囲、デジタル化の度合いに応じた超過利益の配分率の設定の是非等についても加盟国間で見解の相違あり。
- ・次回会合(7月)において、重要な政策上の論点についての合意を目指す。

12

第1の柱

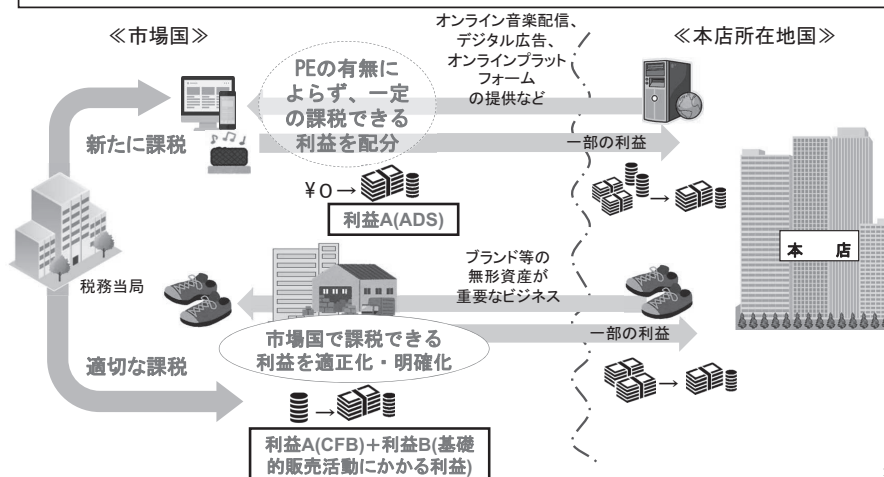
国際課税原則の見直し

(市場国に対し適切に課税所得を配分する
ためのルールの見直し)

13

第1の柱(イメージ)

○ 経済のデジタル化に対応し、市場国で課税できる利益についての国際課税原則を見直し、市場国で生み出された価値に見合った課税権を市場国に配分



14

第1の柱(概要)

市場国への新たな課税権の配分

➤ 利益A

- ✓ 多国籍企業グループ(またはビジネスライン)レベルで算定した利益のうち、通常利益を超える利益の一定割合(「利益A」)を市場国で生み出された価値として、市場国に配分
- ✓ 対象となるビジネスは、自動化されたデジタルサービス(「ADS」)及び消費者向けビジネス(「CFB」)
- ✓ 多国間の効果的な紛争防止・解決手続

市場国での販売活動等に係る移転価格ルールの定式化等

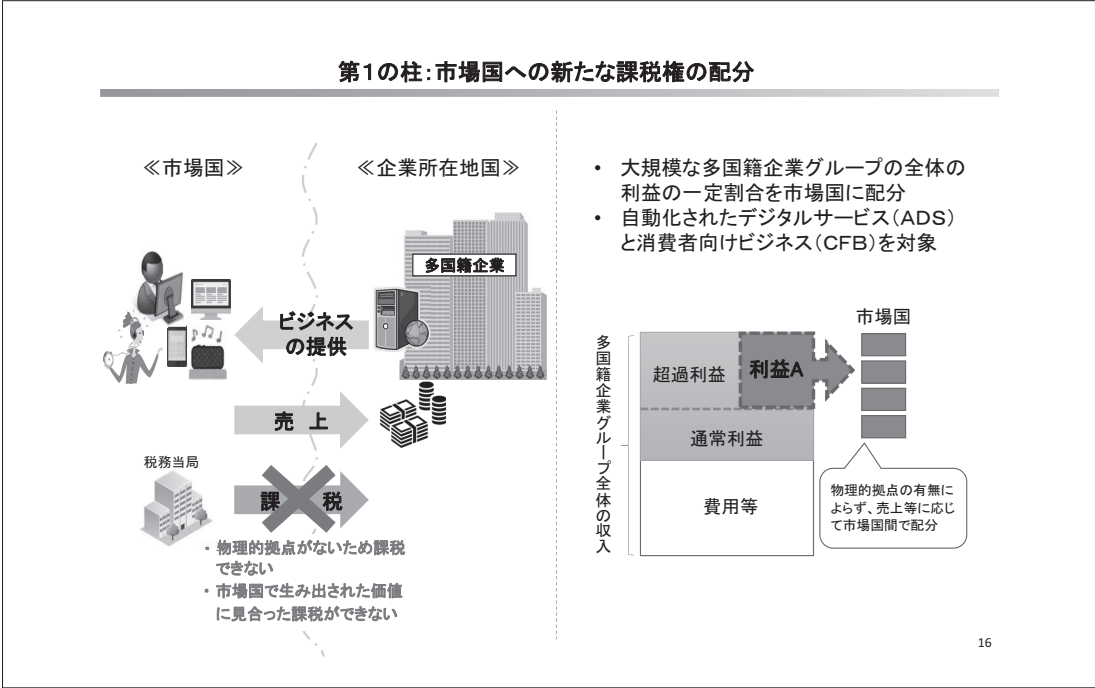
➤ 利益B

市場国で行われた基礎的販売・マーケティング活動について、独立企業原則(ALP)に基づき一定の課税権を市場国に保証。これにより、移転価格ルールの執行の簡素化及び取引価格に係る税の安定性が向上し、コンプライアンスコストの低減や紛争の減少が期待

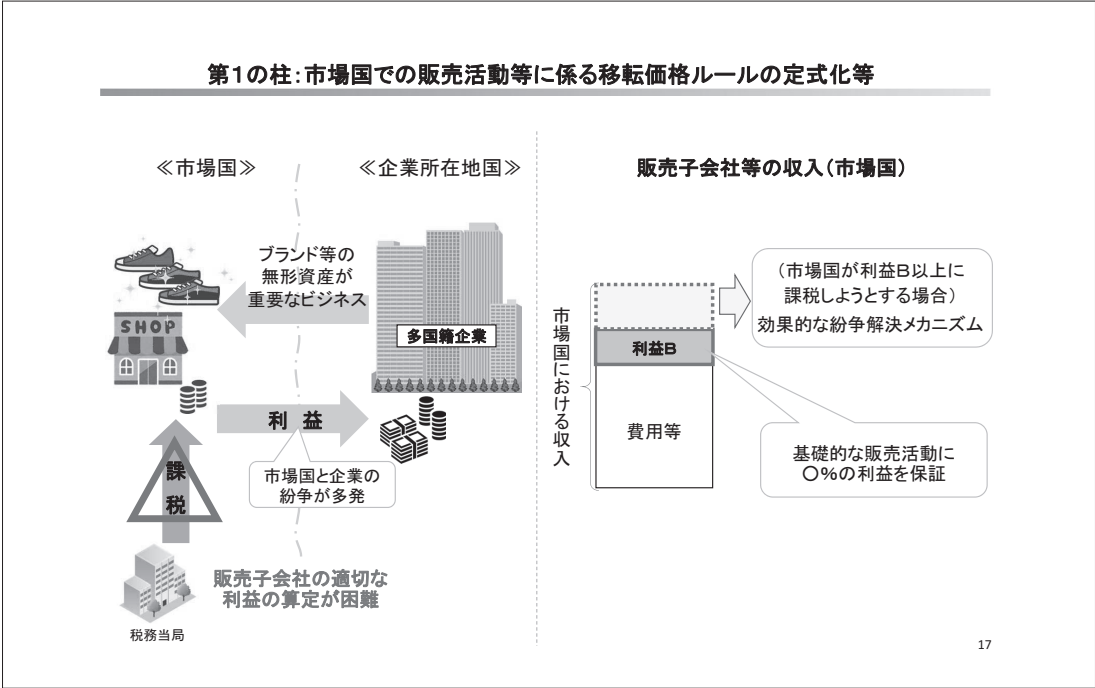
※これまでのルールでは、販売活動等の「利益」を巡って、課税当局と納税者の間で紛争が生じやすく、税の安定性が弱いという背景。

➤ 利益A以外の利益に対しても効果的な紛争防止・解決手続を検討

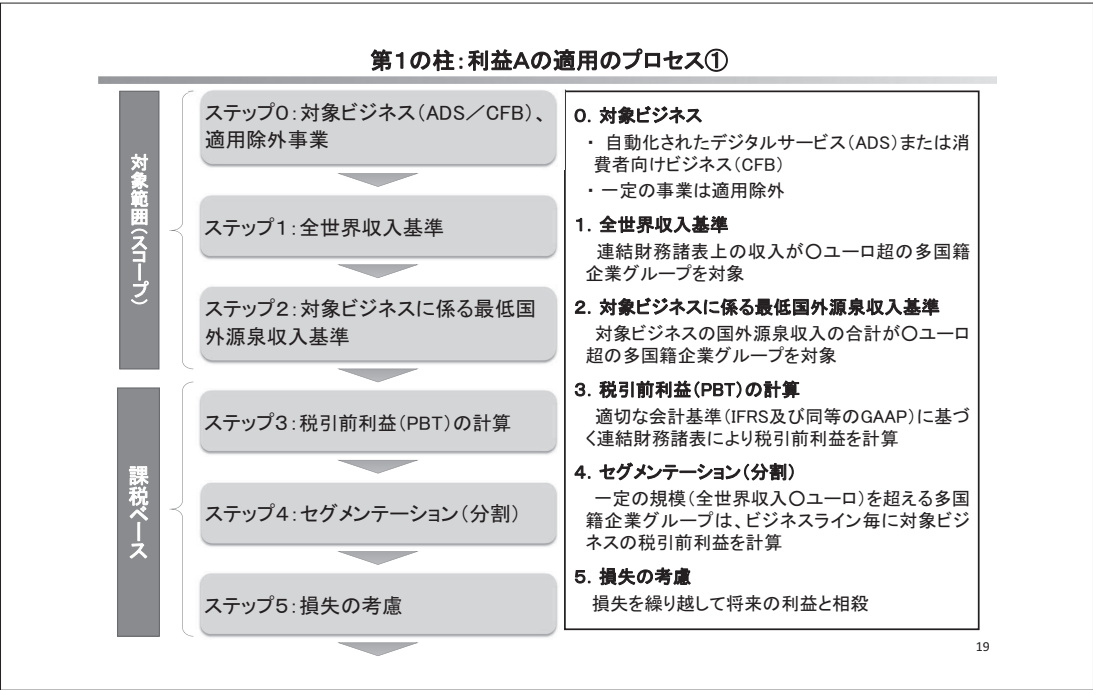
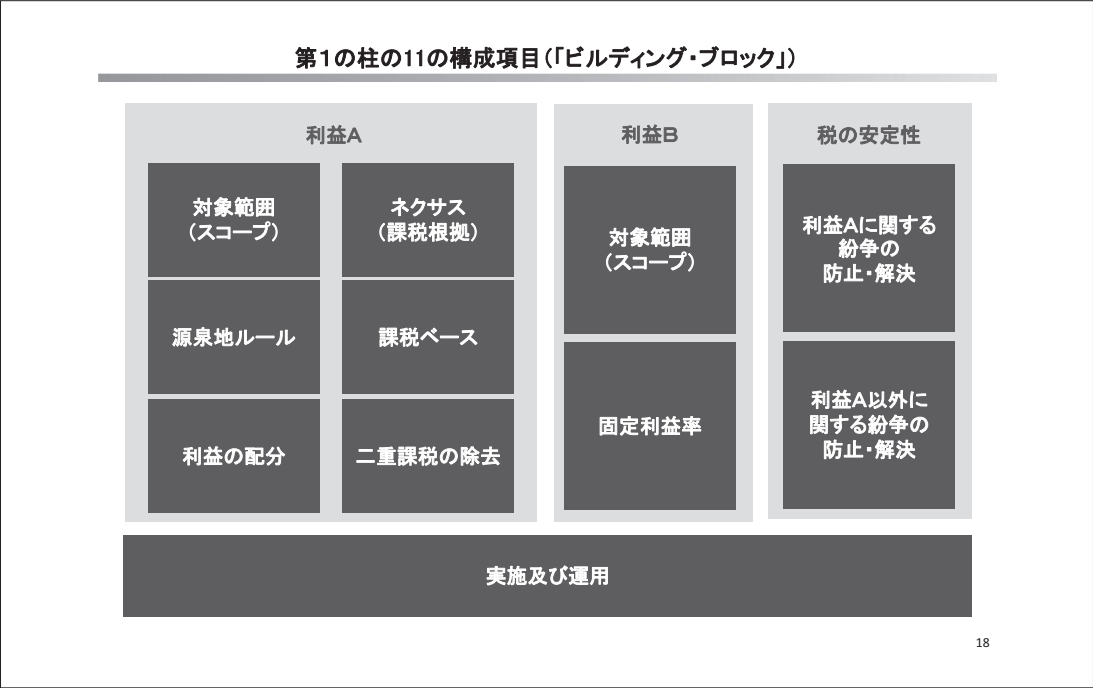
15

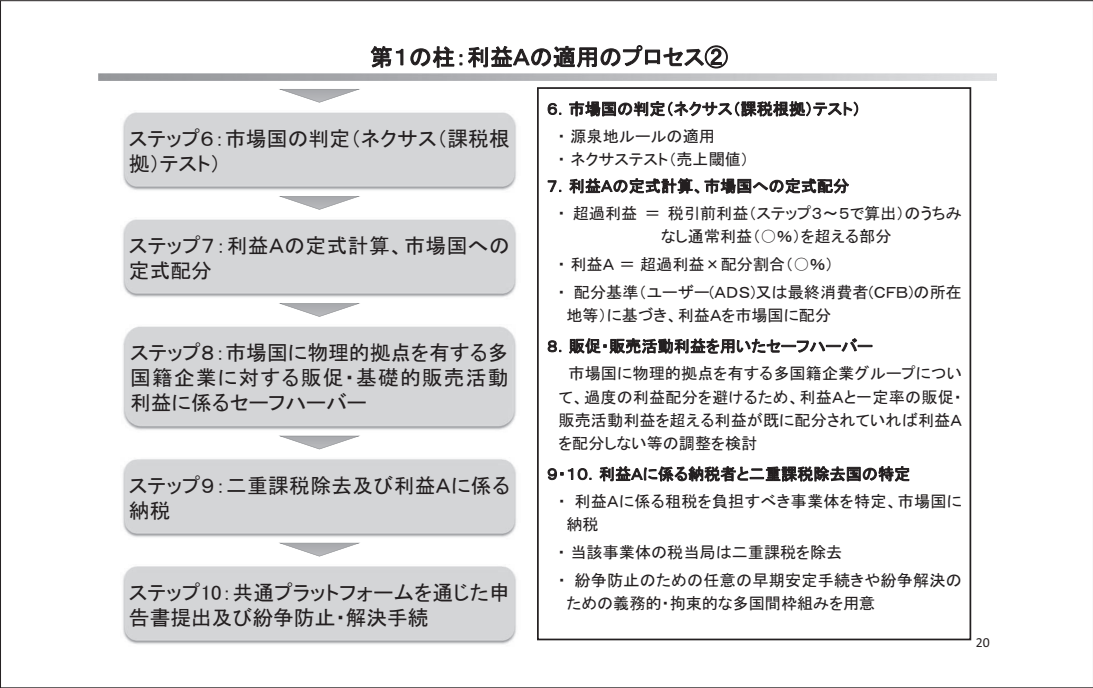


16



17





第1の柱：構成項目（「ビルディング・ブロック」）の主な論点②

課税ベース

○制度の骨格

- 利益A（課税ベース）算定のための各国共通ルールの設定

○主な論点

- 会計基準との調整：許容される会計基準、利益A算定のための税務調整等
- セグメンテーション：ビジネスライン毎の利益Aの算定を要する企業の収入要件の設定、財務諸表上の開示セグメントの利用とその適正性の判断等
- 損失の繰越し

利益の配分

○制度の骨格

- 定式利益配分：みなし通常利益率を超える超過利益の一部を市場国の売上等の割合に応じて配分
- 調整メカニズム：利益Aと販促・販売活動利益を超える利益が既に配分されていれば利益Aを配分しない等の調整（販促・基礎的販売活動利益に係るセーフハーバー）

○主な論点

- みなし通常利益率、市場国に配分する配分割合
- Digital Differentiation 等を認めるか
- 販促・基礎的販売活動利益に係るセーフハーバー

二重課税の除去

○制度の骨格

- 納税者の特定
- 二重課税の除去

○主な論点

- 納税者の特定のための具体的な方法（利益率その他、活動基準や取引上の関係など質的基準の要否）
- 納税者が複数の場合における課税額の配分方法
- 国外所得免除方式・外国税額控除方式をオプションとするか

22

第1の柱：構成項目（「ビルディング・ブロック」）の主な論点③（利益B、税の安定性、実施及び運用）

利益B：対象範囲

○制度の骨格

- 対象となる取引及び基礎的な販売活動の範囲の決定

○主な論点

- 基礎的な販売活動の範囲（低リスク販売会社（LRD）に限定するか、コミッションアや販売代理人などより広い機能と捉えるか）等
- パイロット・プログラム

利益B：固定利益率

○制度の骨格

- 適切な（独立起業原則に基づく）固定利益率の設定

○主な論点

- 産業別・地域別・機能水準別の固定利益率の特定
- 固定利益率の当局による反証可能性

税の安定性（利益A）

○制度の骨格

- 多国間の早期安定手続の枠組みを通じた義務的・拘束的な紛争防止・解決手続

○主な論点

- 早期安定手続の詳細（標準化された利益Aの申告、パネルの構成など）

税の安定性（利益A以外）

○制度の骨格

- 相互協議手続など既存の紛争防止・解決の枠組み強化
- 義務的・拘束的な紛争解決手続の創設

○主な論点

- 義務的・拘束的な紛争解決手続の対象等

実施及び運用

○制度の骨格

- 国内法、多国間条約及びガイダンスを通じた第1の柱の実施
- 一方的措置（デジタルサービス税等）の不適用に係るコミットメント

○主な論点

- コミットメントの対象となる一方的措置の範囲

23

暫定的措置(デジタル課税)に関する諸外国の主な動き(2020年8月19日時点)



デジタル・サービス・タックス(DST)

- ・ 2019年3月にEUでの合意を一旦断念
- ・ 2020年5月、COVID-19の復興計画案において財源としてDSTの検討を表明



デジタル・サービス・タックス(DST)

- ・ 対象ビジネスの域内売上に3%を課税
- ・ 2019年7月施行。同措置に反対する米国に配慮し、徴税を2020年末まで延期



ウェブ・タックス

- ・ 対象ビジネスの域内売上に3%を課税
- ・ 2020年1月施行。今後施行令等を公表予定



デジタル広告税

- ・ 域内のオンライン広告売上に5%課税
- ・ 2019年10月法案が可決。2020年1月施行



デジタル・サービス・タックス(DST)

- ・ 対象ビジネスの域内売上に7.5%課税
- ・ 2019年12月公布。2020年3月施行



平衡税(Equalization levy)

- ・ 2016年6月から外国法人に支払うオンライン広告等の支払いに6%を源泉徴収
- ・ 2020年4月から新たにeコマースの提供等を行う外国法人の収入に2%を課税



デジタル・サービス・タックス(DST)

- ・ 対象ビジネスの域内売上に2%を課税
- ・ 2020年4月から適用



デジタル・サービス・タックス(DST)

- ・ 対象ビジネスの域内売上に3%を課税
- ・ 2020年2月法案を閣議決定。法案を国会で審議中



デジタル・タックス法案

- ・ 対象ビジネスの域内売上に7%を課税
- ・ 2019年11月法案を閣議決定。2021年から施行を目指す



電子取引税(Electronic transaction tax)

- ・ 外国のデジタル企業に対して所得税又は電子取引税を課税。2020年5月法案が可決。今後、税率等詳細を公表予定

24

第 II 部

第2の柱

軽課税国への利益移転 に対抗する措置の導入

26

第2の柱：軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入

背景

- 経済のデジタル化・無形資産化により軽課税国への利益移転リスクが増大
- 低い法人税率や優遇税制によって、多国籍企業を誘致する国・地域の存在



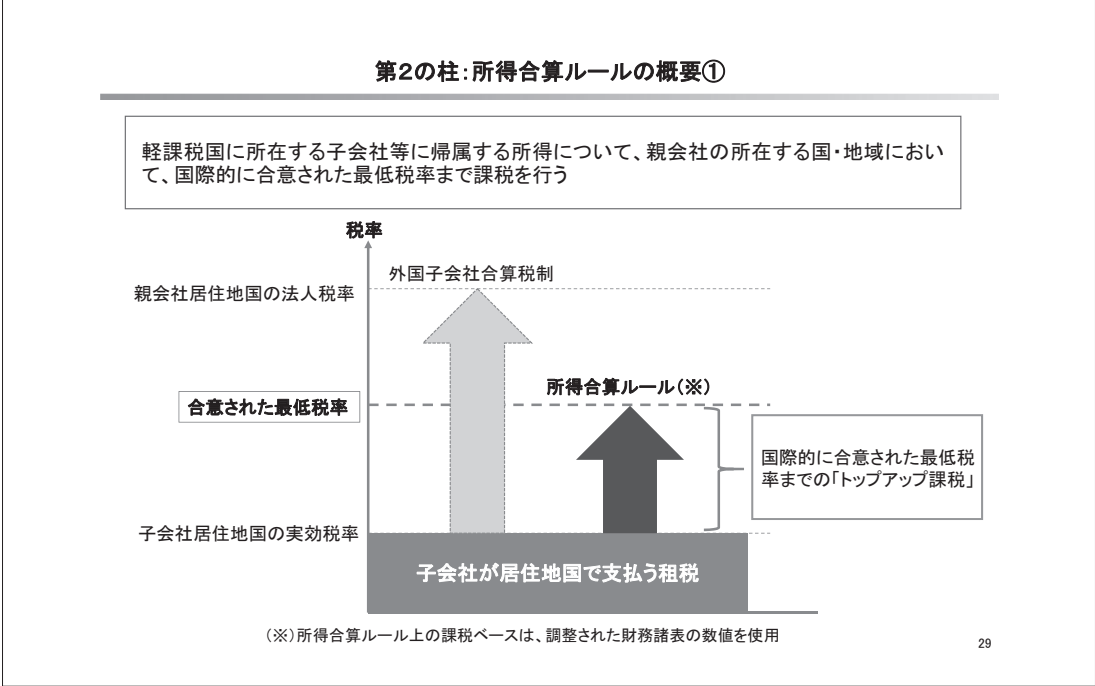
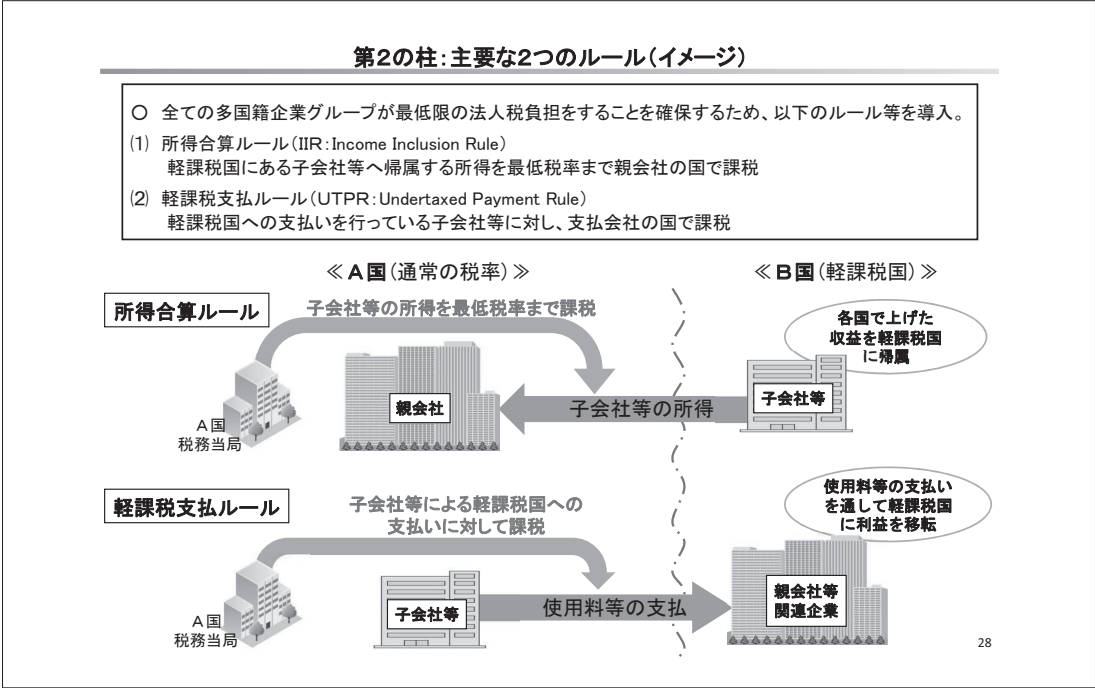
- 企業の公平な競争環境の必要性
- 法人税の引下げ競争や産業空洞化への対抗



第2の柱

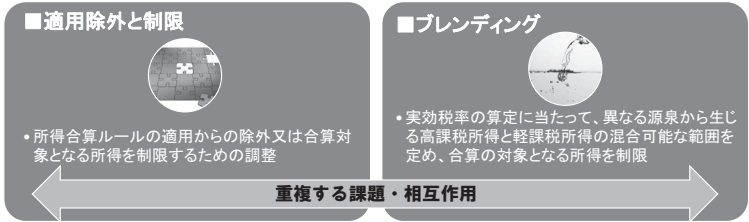
多国籍企業グループが経済活動の拠点をいかなる国・地域に置くかにかかわらず、最低限の租税を負担することを確保する方策を導入（公平な競争条件（レベルプレイングフィールド）の確保）

27

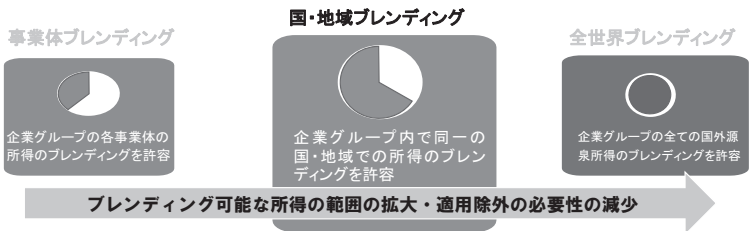


第2の柱: 所得合算ルールの概要②

● 適用除外(カープアウト)とブレンディング



● ブレンディングのオプション

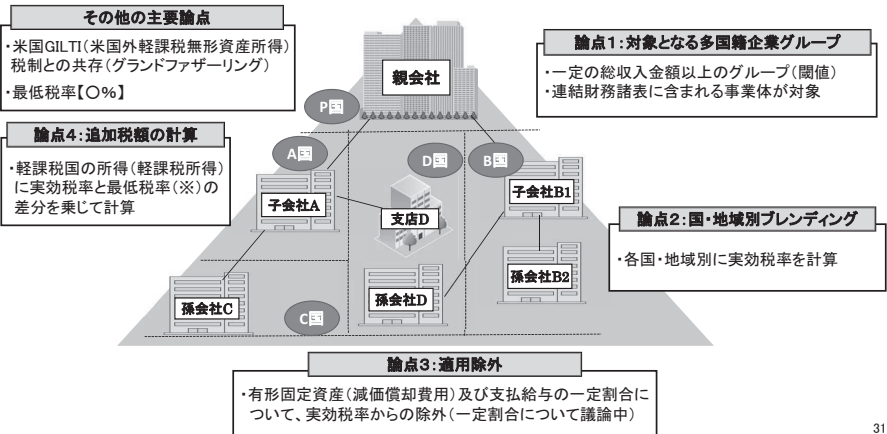


30

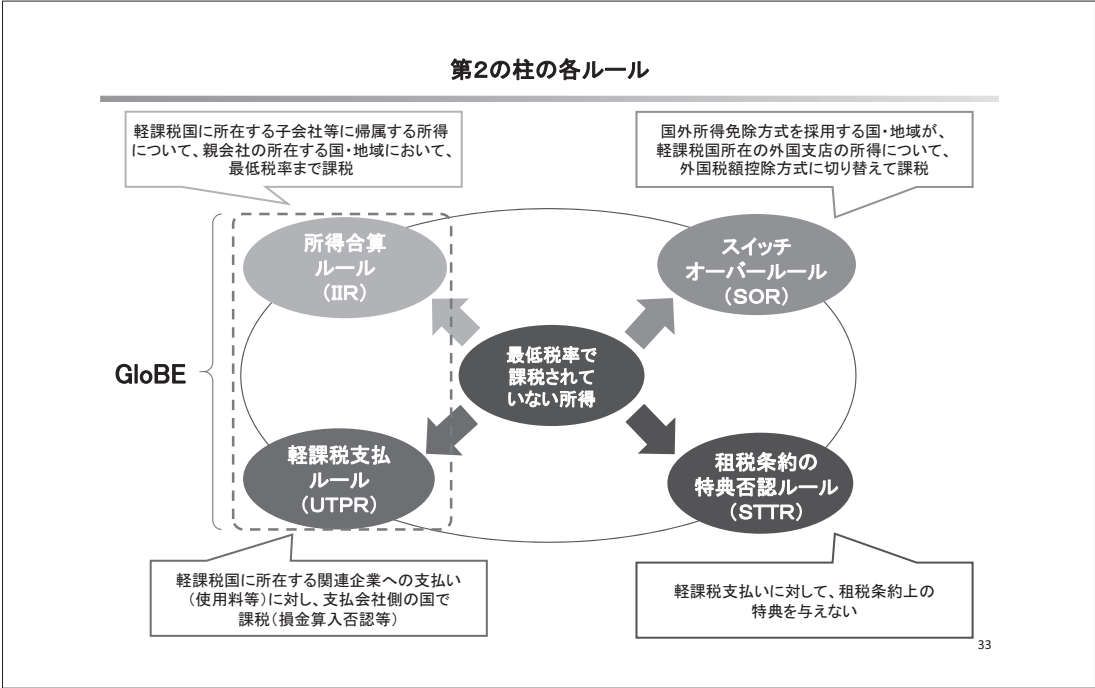
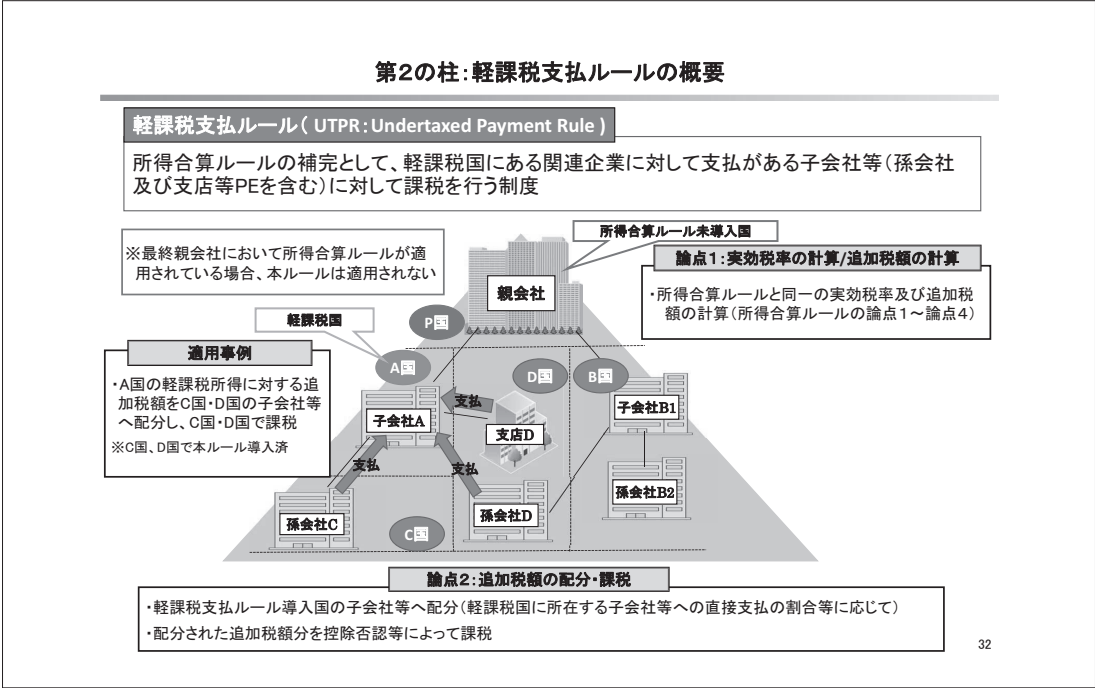
第2の柱: 所得合算ルールの概要③

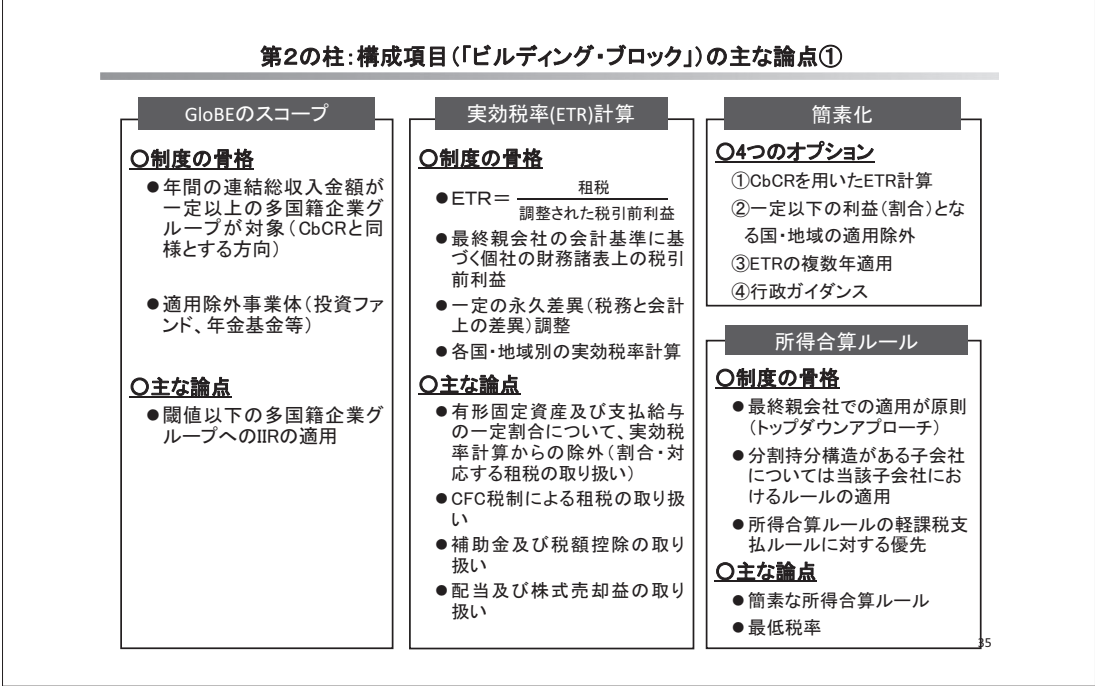
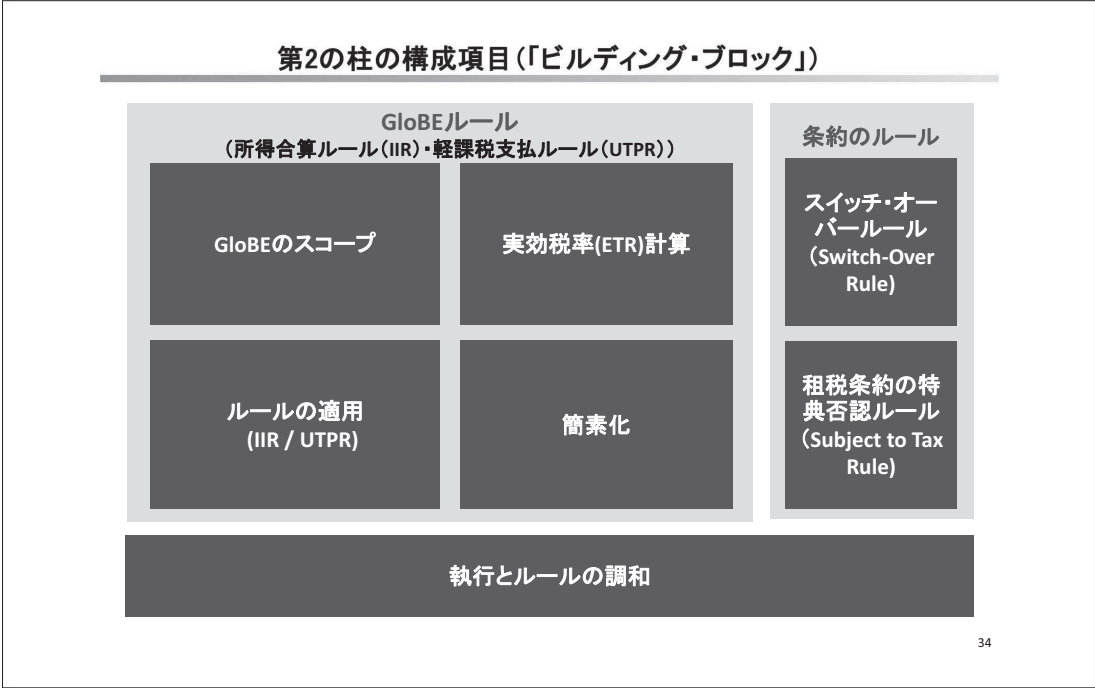
所得合算ルール(IIR: Income Inclusion Rule)

軽課税国に所在する子会社等(孫会社及び支店等PEを含む)に帰属する所得について、親会社の所在する国・地域において、合意された最低税率まで課税を行う制度



31





第2の柱:構成項目(「ビルディング・ブロック」)の主な論点②

軽減税支払ルール

○制度の骨格

- IIRのバックストップとしての位置づけ(最終親会社所在地国が軽減税である場合等に適用)
- IIRと同様のプロセスによるETR計算
- ①軽減税事業体への直接支払、②関連者純支払に基づく配分トップアップ税額の計算
- 支払側の国における課税

○主な論点

- 配分されるトップアップ税額へのキャップ(制限)

租税条約の特典否認ルール

○制度の骨格

- 支払受取者の所在地国が軽減税の場合に租税条約上の特典を否認

○主な論点

- 対象となる支払者の範囲(関連者/非関連者)
- 対象となる支払の範囲(利子・使用料)
- 最低税率

スイッチオーバールール

○制度の骨格

- 租税条約上の国外所得免除方式を外国税額控除方式へ転換
- 所得合算ルール適用ケースにのみ適用

執行とルールの調和

○主な論点

- ルールオーダー(各ルールの適用順位)
- 租税条約との整合性
- 米国GILTIとの共存
- モデル国内法とガイダンス
- 多国間条約
- レビュープロセスの枠組み

36

今後について

37

ムニューシン米国財務長官からの書簡の概要（報道ベース）

- 米国は、6月12日に、ムニューシン財務長官名で欧州4か国の財務大臣に対し、下記内容の書簡を送付。
- ・ 第1の柱は、国際課税原則の根本的な見直しであり、全体的な検証や議論を経た後に実施されるべき。また、セーフハーバー（選択制）とすることが米国の考えでもあるが、セーフハーバー提案が拒否されたため、第1の柱に関する議論が行き詰っている。
 - ・ 今は新型コロナウイルスにより引き起こされた課題に注力すべき時期であり、第1の柱やデジタル・サービス税（DST）の議論はその妨げになりうる。そのため、米国は、OECDに対して、第1の柱の議論を、本年後半（later this year）の議論再開を視野に入れて、一時中断することを提案する。
 - ・ （第1の柱の段階的実施案のように）米国企業にのみ重く課税されるルールの変更は、暫定的な合意であっても賛同できない。
 - ・ 米国は引き続きデジタル・サービス税（DST）やその他類似の一方的措置に反対しており、そのような税を徴収・導入する国に対しては相応の措置で対応する。
 - ・ 第2の柱であるグローバルな最低税率の導入については、議論が進展しており、合意に近づいている。米国は、本年末までに結論を得るべく交渉することを完全に支持する。

38

G20 財務大臣・中央銀行総裁会議 コミュニケ (2020年7月18日（オンライン会合）)

10. 我々は、世界規模で公正、持続可能かつ現代的な国際課税システムのための協力を継続していく。我々は、新型コロナウイルスのパンデミックが経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応に係る作業に影響を与えたことを認識する。我々は、G20/OECD「BEPS包摂的枠組み」が2020年10月の次回会合にそれぞれの柱の青写真に関する報告書を提出すべく、グローバルなコンセンサスに基づく解決策に係る作業を前進させ続けることの重要性を強調する。我々は、残された相違点を乗り越えるために両方の柱における更なる進捗について引き続きコミットしており、グローバルなコンセンサスに基づく解決策に今年至るための我々のコミットメントを再確認する。我々は、国際的に合意された税の透明性基準の実施における進捗及び確立された自動的情報交換における進捗、並びに関心ある国のためのデジタルプラットフォーム向けモデル報告ルールに係る合意に示される進展を歓迎する。我々は、G20/OECD「BEPS包摂的枠組み」のBEPS年次進捗報告書を歓迎する。我々はまた、「税に関する協働のためのプラットフォーム(PCT)」の進捗報告書を歓迎し、途上国に対する持続可能な税収基盤を築くための税に関する能力強化に係る支援を継続する。

39

経済のデジタル化に伴う課税上の課題：今後の主な日程について

OECD事務局の公表

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、7月に予定されていたBEPS包摂的枠組みの閣僚級会合の開催が困難となったことから、会合を10月に延期。

今後の主な日程

2020年	10月8・9日	BEPS包摂的枠組み総会（於：オンライン）
	10月14日	G20財務大臣・中央銀行総裁会議（於：オンライン）
	11月21・22日	G20サミット（於：サウジアラビア・リヤド）
	年末まで	最終報告書の公表

40

令和2年度与党税制改正大綱(抜粋：経済のデジタル化に伴う課税上の対応)

- 経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題への対応については、2020年末までに国際的な合意に基づく解決策をとりまとめるべく、OECDを中心に議論。
- 国際課税が、健全な企業活動を支援しつつ税源を守るという国家の基盤に関わる課題であることを踏まえ、国際的な議論に取り組むに当たっての基本的考え方を大綱に明記。

1 安定的かつ予測可能な投資環境の構築

- 一国主義的な課税措置は、企業のビジネス展開上の不確実性を増加させ、健全な企業活動に負の影響をもたらす
- 国際合意に基づいた解決策を早期に見出し、安定的かつ予測可能な投資環境を構築することが重要

2 企業間の公平な競争環境の整備

- 企業間の公平な競争環境を整備し、わが国企業の国際競争力の維持・向上につなげる必要
- 第1の柱は、わが国や市場国に適切に利益を計上している企業の税負担には大きな影響を与えないものとする必要
- 第2の柱は、軽課税国に利益を移転することで租税回避を行っている多国籍企業の税負担を適正化することによって、公平な競争環境を整備

3 新ルールの適用対象の明確化等

- 新たなルール導入に当たり、対象となるビジネスの範囲を適切に限定しつつその定義を明確に定めるなど、合理的かつ明瞭な制度とすることが重要

4 過大な事務負担及び二重課税の防止

- 過度な事務負担を企業に課さないように配慮
- 二重課税が生じないよう、強力な紛争防止・解決メカニズムを構築

5 法人税の引下げ競争への対抗

- 「底辺への競争」とも言われる法人税の引下げ競争を放置すれば、どの国の財政も立ちゆかなくなり、そのしわ寄せは特に中小企業や個人に及ぶ
- 投資を惹きつけるための法人税の引下げ競争に歯止めをかけ、各国の税源を守る措置を国際協調の下で進めていくことが必要

41